

募集要項等に対する質問（第2回目）

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
1	実施方針	3	第2章	2.1	応募事業者の構成等につきまして、協力企業については複数の応募グループへの参画は認められるという理解でよろしいでしょうか。 貴市内の地元企業が組合を組成した場合に、特定の応募グループの協力企業となった場合に公平性が担保されないことを懸念しての質問です。	協力企業は複数の応募グループに参画いただくことは可能です。ただし、応募事業者の協力企業が、別応募グループの構成企業になることはできません。また、応募事業者の構成企業が組合に所属しており、その組合が別応募事業者の協力企業になることもできません。他にも制限がありますので再度ご確認ください。
2	実施方針	6	第2章	2.2	「提案内容の評価は、提出書面で行うほか、ヒアリングを通じて行う」とありますが、ヒアリングは提出書面の確認ではなく、正式な評価の対象となるという理解でよいでしょうか。	提出いただいた提案書に加え、指定期日でのプレゼンテーションをしていたき評価を行います。
3	実施方針	7	第3章	3.1	「基本協定及び業務委託契約及び業務委託契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、委託者と優先交渉事業者は、誠意をもって協議する。」とありますが、「及び業務委託契約」が重複していると思われます。また、「優先交渉事業者」ではなく「優先交渉権者」でしょうか。	修正いたします。
4	要求水準書	1	第1章	1.3	事業期間の表中の「移行期間」の「開始（予定）日」に「事業契約締結の翌日」とありますが、「基本協定締結の翌日」でしょうか。	修正いたします。
5	要求水準書	2	1	4	質問回答No233にて「令和9年度以降、全簡易水道事業は上水道事業と統合予定になります。」とのご回答を拝見しました。 簡易水道事業の統合に伴い新たに必要となる施設整備・更新等（統合に起因する追加的な整備事業）については、本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。 それとも、ここでの「統合」は主として事業体制・制度上の統合を指し、施設整備等は通常の更新計画の枠内で取り扱う想定でしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	現時点で簡易水道統合に関わる新たな施設整備等は予定しておらず、後段のとおり事業体制上の統合を指すものと捉えております。施設整備についても、通常の更新計画の枠組みで実施することを目指しております。
6	要求水準書	2	1	4	表1-1更新スケジュールには、下水道（処理場）の更新計画策定は「令和9年度及び令和13年度」、実施設計は「令和9年度～」と記載されています。 令和9年度中にストックマネジメント計画策定、実施設計をおこなうためには、同時並行で作業を進める必要があると思料いたしますが、例えば、貴市との協議に基づき、R9年度中は十分な計画検討及び実施設計を行うため、工事は実施しない等の年度協定を締結することは可能でしょうか。	令和9年度に調査、令和10年度に令和11年度～15年度を計画期間として策定を行います。次期のストックマネジメント計画については令和14年度に調査、令和15年度に令和16年度から令和20年度を計画期間として策定を行います。
7	要求水準書	2	第1章	1.4	水道施設更新計画について、「水道施設更新計画については委託者が令和8年度に作成し、更新計画（原案）として本事業開始時に提供する」とありますが、令和9年度から設計及び工事が開始することを踏まえると、本事業開始時を待たずに策定完了後直ちに提供いただくことが必要と考えます。 また、優先交渉権者の選定が行われ、基本協定書が締結された後は、貴市と当該策定業務を担うコンサルタントとの協議に同席させていただくことが望ましいと考えます。 そのような運用及びスケジュールとしていただけませんでしょうか。	策定後直ちに提供するよう、修正いたします。 また、コンサルタントとの協議に希望される場合は同席できるように検討いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
8	要求水準書	2	第1章	1.5.1	文末に「施工管理」とありますが、一方で他のページ及び公募書類では、「施工監理」「工事監督」「施工管理」と異なる表現で記載されている箇所が散見されます。本来はそれぞれ求められる役割や立場が異なる業務であるため、同じ内容を表される意図があるのであれば明確化が必要と考えます。SPCとして求められる業務は工事の「監督員」であることを鑑みると、「施工監理」もしくは「工事監督」が適切な表現であると考えられますが、本件について用語の整理をお願いできますでしょうか。	内容をもう一度精査いたします。
9	要求水準書	4	第1章	1.5.8	「事業開始前及び事業終了時において、別紙17に基づき既存施設の確認を行い」とありますが、別紙17は委託料の支払い停止及び減額を定めたものであり、「別紙15 既存施設等の確認」に基づき既存施設の確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。	修正いたします。
10	要求水準書	5	第2章	2.1.1	「(5) 排水及び浄水発生土の適正処理」とありますが、要求水準書「3. 4. 1 運転管理業務」から「(5) 廃棄物の適正処理」が削除されたことから、要求水準書「2. 1. 1 運転管理業務」からも削除する必要があると思われます。	修正いたします。
11	要求水準書	9	2	6	質問回答No.140及び改訂後の要求水準書8.4「計画策定支援業務」において、「耐震化計画」及び「水安全計画」が追記されています。一方で、要求水準書2.6.3の記載にはこれらの計画が明示されておらず、同項に定める業務範囲との整合が不明確です。つきましては、要求水準書2.6.3にも「耐震化計画」及び「水安全計画」を追記・整理いただけますでしょうか。また、ここである「耐震化計画」は、令和6年9月24日通知等で示される「上下水道耐震化計画」を想定しているのか、又は水道・下水道事業ごとの施設・管路等を対象とした中期的な耐震化事業計画を想定しているのか、対象範囲、計画期間、検討深度、成果物及び既存計画との関係を具体的に教えてください。	要求水準書2.6.3に計画を追記いたします。耐震化計画については、ご指摘の通り「上下水道耐震化計画」を指すものと認識しております。
12	要求水準書	9	第2章	2.6.3	「計画策定支援業務」として「(1) 次期の水道ビジョン（フォローアップ版を含む。）の策定支援」「(2) アセットマネジメントの進捗状況のフォローアップ」「(3) 上下水道事業BCPの策定支援」とありますが、要求水準書「8. 4 計画策定支援業務」の記載内容と一致しないところがあるため、整合をはかる必要があると思われます。	修正いたします。
13	要求水準書	10	2	7	「(1) 保守点検記録及び健全度診断結果に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案」は、P9記載の「2. 6. 1 施設更新計画作成に関する業務（水道・下水道）」の「(2) 下水道ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務」と同じ業務であると思料します。本項目は削除が妥当かと思料しますがいかがでしょうか。	修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
14	要求水準書	10	2	7	質問回答No235にて、「〔2.7.1 改築計画業務〕の項目を削除し、当該業務において求めている提案やデータ活用については、「2.6.1 施設更新計画作成に関する業務」に内包されるものとして整理・統合いたします。」というご回答を拝見しました。 一方で、最新版の要求水準書では「2.7.1 改築計画業務」の記載が残っているように見受けられます。 当該項目は削除予定で、現時点では反映が未了という理解でよろしいでしょうか。あるいは、何らかの理由により項目自体は残しつつ、実質的な業務内容は2.6.1に統合する整理でしょうか。解釈をご教示ください。	当該項目は削除予定であり、反映が未了となります。修正してお示しします。
15	要求水準書	10	2	7	募集要項1.2(5)では「工事監理コンサルタント業務」、要求水準書2.7では「施設の改築・更新に必要な工事・施工監理等」、一方で要求水準書9.1.4及び9.2.1では「工事監督業務」又は「監督員」の配置に関する記載があり、同一業務を指すのか、別業務を指すのかが不明確です。 「工事監理」「施工監理」「工事監督」「監督員」の用語定義をしたうえで、それぞれの業務範囲、責任分界、必要資格、配置主体を明示いただけますでしょうか。また要求水準書2.7および第9章の修正をお願いできますでしょうか。	内容をもう一度精査いたします。
16	要求水準書	10	2	7	本項「改築計画業務」については、質問回答No.299により要求水準書9.4および事業者選定基準の提案評価項目から削除されたものと推察します。一方で、要求水準書2.7.1、9.1.3(1)、9.1.4(1)には、なお「改築計画業務」に関する記載が残っている状況です。つきましては、質問回答No.299の内容に基づき、要求水準書内の関連箇所についても整合性が取れるよう再度ご整理いただき、必要な修正を反映いただけますでしょうか。	修正し、今回の回答において反映させます。
17	要求水準書	10	第2章	2.7.1	「2.7 改築工事業務」に「2.7.1 改築計画業務」とありますが、要求水準書「第9章 改築工事業務に関する要求水準」から「9.4 改築計画業務」が削除されたことから、要求水準書「2.7 改築工事業務」からも削除する必要があると思われます。	修正いたします。
18	要求水準書	11	3	1	第1回質問No.56において、水道施設の「その他関連施設」とは「現在稼働していない施設」とのご回答がありました。当該施設の現在の管理方法（施設管理・敷地境界における植栽、過去クレーム等）について特記事項がございましたらお示しください。	現在稼働していない施設については、施設を行き立ち入りできないよう管理しています。植栽も年間を通して地域からのクレームにならないよう除草、剪定を行っています。要求水準書の保安管理の中に含まれています。
19	要求水準書	12	3	2	質問回答No238にて、水需予測の提示について「完成次第お示しします。」とのご回答を拝見しました。 当該資料の提示時期は、本提案期間中に提示される想定でしょうか。それとも、提案提出後（または優先交渉権者決定後等）となる想定でしょうか。可能な範囲で公開時期をご教示ください。	現時点では優先交渉権者決定後になる見通しです。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
20	要求水準書	22	4	4	要求水準書4.4.1(1)アには「維持管理計画書に基づき、流入水、放流水、汚泥等の水質検査及び試験を適正に実施する」と記載されておりますが、外部分析機関への委託とは別に、受託者が現場で自ら実施する日常試験等の具体的な分析項目については、特段の指定がないものと見受けられます。これらについては、施設の維持管理上必要と判断した項目を自ら設定し、「維持管理計画書」等にて貴市の承認を得たうえで実施するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書	23	第4章	4.4.2	「計画的な点検・調査」として「受託者の提案及び委託者と受託者の協議において双方合意のもと決定した維持管理計画書に基づき、巡視点検を計画的に実施すること。」とあります。 水道施設及び簡易水道施設の保守管理業務（3.4.2）の場合、「（5）計画的な点検・調査」は「管路施設（導水管、送水管、配水管等）の漏水調査や巡視点検」となっています。 下水道施設の保守管理業務（4.4.2）の「（5）計画的な点検・調査」についても下水道管路施設を対象としたものであるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	要求水準書	25	第4章	4.5.4	小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託の受託者に対するアドバイザー業務について、「業務開始時に主要業績評価指標（KPI）を設定し、委託者の承認を得ること。」とあります。 一方、農業集落排水処理施設運転維持管理業務委託の受託者に対するアドバイザー業務（要求水準書5.3.4（1））では「業務開始後に主要業績評価指標（KPI）を設定し、委託者の承認を得ること。」とあります。 小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託の受託者に対するアドバイザー業務（4.5.4（1））についても「業務開始後」にKPIを設定することとさせていただきます。	業務開始後に設定することとします。
23	要求水準書	38	第8章	2.1	令和8年度に委託者で作成予定である令和9年度から令和18年度の水道施設更新計画は、事業開始前にご提供いただけるとの理解でよいでしょうか？	策定後直ちに提供いたします。
24	要求水準書	39	8	2	「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」について、令和8年4月版が公表されているため、要求水準書等に記載の参照版の整理・修正をご検討いただけますでしょうか。	参照される通知・手引き等については初版の発出日を明記していますが、運用にあたっては最新版をご活用ください。また、参考資料についても同様の考え方となります。
25	要求水準書	39	8	2	質問回答No249にて「要求水準書を修正いたします。」とのご回答を拝見しましたが、当方では修正箇所を確認できておりません。 修正反映済みの最新版資料（版番号・日付等）をご教示いただくか、未反映であれば反映予定時期をご教示ください。	タイプ4Dを想定しています。要求水準書を修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
26	要求水準書	39	8	2	表8-1（更新計画の策定・実施フロー）の令和8年度欄に「令和9年度更新実施基本協定を締結」との記載があります。 一方で、実施基本協定書（案）では事業期間10か年を対象とする基本協定であるため、「令和9年度」という年度限定の文言は不要にも見受けられます。 当該記載は、「年度実施協定（案）（水道）」を指している理解でよろしいでしょうか。	修正いたします。
27	要求水準書	39	8	2	上記が年度実施協定（案）（水道）を指す場合、交付金の決定等の手続を踏まえると、協定締結は各年度の期初となる想定でしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	補助交付金を想定している場合は前年度3月中に基本的な合意を行い、交付金の決定等の手続を経て、各年度の期初となる想定でいます。補助等の活用がない年度については前年度3月中を想定しています。
28	要求水準書	39	8	2	表8-1にある令和9年度以降毎年の「当該年度更新実施基本協定」は、「当該年度実施協定（水道）」を指す理解でよろしいでしょうか。用語の整理（呼称の統一）についても方針をご教示ください。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書	39	8	2	下水道ストックマネジメント計画について、令和9年度に「令和9年度～令和13年度」計画を策定することが要求事項、という理解でよろしいでしょうか。質問回答No54にて、「過去の調査結果に基づき計画することを想定していますが、調査実施から時間が経過しており、現状との乖離も懸念されることから、必要に応じて本業務でも調査を実施することも想定します。」というご回答を拝見しました。 仮に令和9年度から事業着手とした場合、一般的には「令和9年度：調査・点検」「令和10年度：ストックマネジメント計画策定」といった工程が想定されます。 その場合、計画対象期間は令和11年度以降（例：令和11～13年度、または令和11～15年度等）となる可能性があります。質問回答および要求水準の想定との整合について、貴市のお考えをご教示ください。	ご質問の工程（令和9年度：調査、令和10年度：計画策定、令和11年度～15年度：計画期間）につきまして、現行の維持管理上の必要性和、調査結果を十分に反映させるという合理性を踏まえ、当該工程での計画策定いたします。 当初想定していた期間と異なりますが、精度の高い調査・点検を行い、その成果を計画に反映させることを最優先と判断いたしました。
30	要求水準書	39	8	2	質問回答No131にて「令和9年度に過年度に作成したストックマネジメント計画の見直しを行います。」のご回答を拝見しました。 令和9年度に、令和9年度～令和13年度を対象とした計画を同年度内で作成（見直し完了）することは、作業量・調査工程を踏まえると難しい可能性があります。見直しの範囲・深度（軽微な改定か全面見直しか）および想定スケジュールについて、改めてお考えをご教示ください。	ご質問の工程（令和9年度：調査、令和10年度：計画策定、令和11年度～15年度：計画期間）につきまして、現行の維持管理上の必要性和、調査結果を十分に反映させるという合理性を踏まえ、当該工程での計画策定いたします。 当初想定していた期間と異なりますが、精度の高い調査・点検を行い、その成果を計画に反映させることを最優先と判断いたしました。
31	要求水準書	39	8	2	質問回答No134にて「処理場のストックマネジメント計画の進捗状況は令和5年度まで点検を実施している状況です。令和9年度にストックマネジメント計画を作成し、その後改築を行います。」のご回答を拝見しました。 一方で、改築工事が令和9年度からとなっている記載もあるため、令和9年度に「計画作成」と「改築実施」が同年度並行となる想定でしょうか。工程の整理（計画→設計→工事の順序、初年度の扱い）についてご教示ください。	ご質問の工程（令和9年度：調査、令和10年度：計画策定、令和11年度～15年度：計画期間）につきまして、現行の維持管理上の必要性和、調査結果を十分に反映させるという合理性を踏まえ、当該工程での計画策定いたします。 当初想定していた期間と異なりますが、精度の高い調査・点検を行い、その成果を計画に反映させることを最優先と判断いたしました。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
32	要求水準書	39	8	2	「表８－１ 更新計画の策定・実施フロー」の令和９年度では、「計画に基づき更新実施設計・工事を実施する」と記載がありますが、令和９年度は本事業の業務開始年度であり、更新計画策定期間と認識しています。そのため、更新実施設計・工事の実施は困難と想定していますが、すでに令和８年度委託者が策定する更新計画（原案）に示される設計図書等があるのでしょうか。その場合、その設計に対するリスクは委託者という認識でしょうか。もしくは受託者とする場合、委託者が提供する設計図書の責任の移行に関する内容をご教示願います。	現時点で宇城市が策定する更新計画に示される設計図書等は手元にはございません。（策定期間は令和８年末を想定しています）ただし、その他管路更新等に関する実施設計を令和８年度に数件実施することとしておりますので、その設計に対するリスクは市側で負うべきものと考えます。
33	要求水準書	39	第8章	2.1	委託者と令和９年度更新実施基本協定を締結する時期はいつ頃の予定でしょうか。	「受託者は、委託者が策定した更新計画を確認し、委託者と協議・調整のうえ、更新実施基本協定を締結する。その後、令和9年度実施協定（水道）を締結する。」に修正いたします。
34	要求水準書	39	第8章	8.2.1	「受託者は、計画に基づき更新実施設計・工事を実施する」と記載あります。工事内容によっては、実施設計と工事を実施する場合、単年度で完了できない可能性があります。多年度工事となっても問題ないでしょうか。	前もって更新実施協定及び年度実施協定により施工年度を決定します。施設の改築等については、年度を跨ぐ工事についても想定しております。
35	要求水準書	39	第8章	8.2.2	「管路施設の改築時期は令和１９年度以降となるため、処理場・ポンプ場施設の令和１４年度～令和１８年度の下水道ストックマネジメント計画に合わせて策定する。」が2回つづけて記載されている（3段落目と4段落目が重複している）ように思われます。	修正いたします。
36	要求水準書	39	第8章	2.1	更新計画の策定にあたって、委託者で作成予定の水道施設更新計画において、長期更新需要（原則としてタイプ４）の算定が可能な情報が網羅されているとの理解でよいでしょうか。	前回質問回答No.248にて回答しておりますのでご確認ください。
37	要求水準書	39	第8章	8.2.2及び8.3.2	ストックマネジメント計画と実施設計の主従関係について、要求水準書では、管路施設について新たにストックマネジメント計画を策定するとされています。一方で、改築実施設計数量については想定数量が示されています。改築実施設計の対象施設及び設計数量については、ストックマネジメント計画の策定結果に基づき決定することを前提としているのか、あるいは要求水準書に示される想定数量を前提に実施設計を進め、その後ストックマネジメント計画との整合を図る考え方なのかをご教示ください。 【背景】 ・要求水準書では、管路施設について新たにストックマネジメント計画を策定するとされている一方で、改築実施設計の想定数量も示されている。 ・ストックマネジメント計画と実施設計のどちらを前提として業務対象を決定するのが明確でないため、業務実施の前提条件を確認したい。	原則としてストックマネジメント計画の策定結果に基づき、改築実施設計の対象施設および設計数量を委託者との協議により最終決定するという主従関係となります。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
38	要求水準書	39	第8章	8.2.2及び 8.3.2	ストックマネジメント結果による業務量変動と契約金額の関係について、要求水準書では、管路施設について新たにストックマネジメント計画を策定し、その結果を踏まえて改築対象及び改築時期を整理するものと理解しています。 一方で、業務契約書別紙では、コンサルタント業務について年度実施協定により業務内容及び金額を決定し、受託者は業務概要が想定であることを踏まえ、実施段階において提案金額の総額に増減が生じることを受け入れるものとされています。 このため、ストックマネジメント計画の策定結果により改築対象施設や実施設計数量が当初想定から大きく増減した場合の取り扱いについて確認させていただきます。 実施設計及び施設更新計画策定業務については、当初提案額の範囲内で対応することを想定しているのか、あるいは年度実施協定において実際の業務量及び設計数量に応じて委託料を増減調整するものと理解してよいか、ご教示ください。 【背景】 ・要求水準書ではストックマネジメント計画策定結果に基づき改築対象を整理する考え方が示されている一方、契約書では年度実施協定により業務内容及び金額を決定し、業務量の増減も想定されている。 ・ストックマネジメント計画結果により業務量が大きく変動した場合の委託料調整の考え方及び受託者の負担範囲を明確にしたい。	上限額内での事業実施を想定していますが、受託者が無償で超過分を負担するのではなく、「設計対象路線を翌年度以降に先送りする（繰り延べ）」や「その年度の設計数量を予算枠内に収まるよう縮小する」といった「業務量側のコントロール（優先順位づけ）」を、当初提案額の範囲内に収める調整を行うことを想定しています。
39	要求水準書 要求水準書【別冊】	41	第8章及び別紙13	3.2 -	提案評価との関係について、要求水準書に示される改築実施設計数量及び改築必要割合について、技術提案においてどのように取り扱うことを想定されているかご教示ください。 想定数量を前提とした具体的な設計内容の評価するの、あるいはストックマネジメント計画結果による数量変動を前提として、考え方や実施方法を評価するの、かを確認したい意図です。 【背景】 ・要求水準書では改築実施設計の想定数量や改築必要割合が示されているが、契約書では業務量が変動することが前提とされている。 ・技術提案において数量を前提とした提案が求められるのか、あるいは数量変動を前提とした考え方や実施手法が評価対象となるのかを確認したい。	技術提案において、数量変動を前提とした考え方や実施方法を評価対象とします。
40	要求水準書	42	8	3	質問回答No137にて、「石綿調査について、設計時に調査を実施することとします。費用についても実施設計に含むこととします。」とのご回答を拝見しました。 調査結果により対策（除去・封じ込め等）が必要となった場合、その追加費用は変更契約の対象という理解でよろしいでしょうか。 また、事業費に含める前提の場合、現時点で石綿の有無が未確定の中で、対策費の計上方法（積算条件・見込みの考え方）について、可能な範囲でご教示ください。	改築・更新の事業内容については、現時点で不透明なものが含まれているため、本事業の提案については、提案上限額で事業費を記入することとし、改築内容については提案を求めることとします。
41	要求水準書	42	8	3	「改築計画書」とは、水道では「施設更新計画」、下水道では「改築計画（下水道ストックマネジメント計画）」を指す理解でよろしいでしょうか。用語の対応関係をご教示ください。	お見込みのとおりです。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
42	要求水準書	42	8	3	「予算要求」について確認させてください。一般的に設計業務は工事発注の前年度に行うケースが多いと認識しております。 仮に、概算要望：工事発注前年度の4月、本要望：同12月、という運用の場合、設計が完了していない段階での予算要求となり、要求水準書記載の作業が難しい可能性があります。 貴市として想定されている手順（概算の根拠作成方法、設計の実施タイミング、役割分担）をご教示ください。	宇城市の当初予算編成は9月頃から始まり、その後2月～3月の議会で審議いただきます。したがって、当初予算の概算金額については前年度4月から夏ごろまでを目途に受託者にて算定していただき、市と協議の上決定していく形を想定しています。
43	要求水準書	42	8	3	設計に関する許認可等において、建築工事に係る確認申請書作成等は業務対象と認識しています。申請に係る費用等については委託者負担という認識でよいでしょうか。	ご認識の通りです。
44	要求水準書	42	第8章	3.3	「改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば躯体の補強を実施すること。」とありますが、躯体の補強に関わる工事費は変更対象（増額）との理解でよいでしょうか。	提案上限額の範囲内で対応することとし、変更増額は行いません。
45	要求水準書	43	8	4	質問回答No141にて水道ビジョン、上水道BCPは「策定しておりません。」とのご回答を拝見しました。 一方で、開示資料には水道ビジョンの記載があるように見受けられます。開示資料としての水道ビジョン（資料実体）は存在する理解でよろしいでしょうか。 当方でもHP等を確認しましたが見当たらず、参照先または開示可否をご教示ください。	水道ビジョンにつきましては、平成20年に作成しておりますが、HP上の公表が掲載期間を過ぎていたため、資料閲覧にて開示いたします。
46	要求水準書	43	8	4	第1回目の質問回答（No. 140）を踏まえ、要求水準書（令和8年6月改訂版）における計画策定支援業務に「耐震化計画」、「水安全計画」、「アセットマネジメント計画（中期計画）」が追加されたとの認識です。 今回追加となった、計画策定支援業務における「耐震化計画」、「水安全計画」、「アセットマネジメント計画（中期計画）」についても、第1回目の質問回答（No. 52、215）に記載の「水道ビジョン」、「上下水道BCP」と同様に、原案作成やデータ提供の作業という認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
47	要求水準書	43	第8章	8.4	「水道ビジョン、上下水道BCP、耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画について、変更があった場合に適宜更新支援を行うこと」記載があります。 ①P9 2.6.3の内容と一致しておりません。 ②これら費用は全て様式4-5「ウ.施設更新計画作成及び計画策定支援等業務業務委託費（水道）と（下水道）」に記載すれば良いでしょうか？ ③5/18公表時より、計画策定支援の業務が増えております（耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画）。一方収益的支出提案限度額は変更されておりませんが何故でしょうか？	①修正いたします。 ②ご認識のとおりです。 ③前回質問回答No.140でお示ししましたとおり、5/18公表時では中長期計画に記載される内容の履行に内包されていたものを修正したため、現在のような表記となっております。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
48	要求水準書	43	第8章	8.4	計画策定支援業務について、募集要項等に対する質問（第1回目）の通し番号52において「水道ビジョンの策定業務については、要求水準書に記載のとおり資料の作成及び原案の作成を想定しています。」と、通し番号53では「水道についてBCPは作成しておりません。下水道については、BCPの資料作成済みのため、資料閲覧の時期にご確認いただけます。」と、それぞれ回答いただいています。 計画策定支援業務については「更新支援」とありますが、既存の計画があるものとならないもの、既存計画の内容更新に留まるか、原案作成が必要かなど、対象となる中期計画（水道ビジョン、上下水道BCP、耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画）によって「更新支援」の業務内容・程度にバラつきがあるように思います。 対象計画ごとに「更新支援」のより具体的な内容を要求水準書に明示いただけないでしょうか。	水道BCP及び水安全計画については、令和8年度に素案を作成し、年度内に策定予定です。策定しだい提供いたします。 既存の各種計画の内容を確認いただき、更新支援を実施したく想定です。
49	要求水準書	43	第8章	8.4	「水道ビジョン、上下水道BCP、耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画（以下「中期計画」という。）」とありますが、P.9 2.6. 3 計画策定支援業務の記載内容と合致していませんが、どちらが正でしょうか。	修正いたします。
50	要求水準書	43	第8章	8.4	「更新は事業期間中に1度を考えており、」とありますが、これ以上の更新が必要となった場合は、変更対象（増額）となるとの理解でよいでしょうか。	「これ以上の更新が必要となった場合」の要因によると考えます。契約書（案）をご確認ください。
51	要求水準書	43	第8章	8.4	前回の質問回答（No.141）より、水道ビジョンは策定していないと回答がありましたが、一方で開示資料一覧には、宇城市HPで公表済みとありますがどちらが正でしょうか。また、公表済みの場合は、公表しているHPのURLをご教示いただけますでしょうか。（経営戦略は確認できました。）	前回の質問回答No.141において、「水道ビジョンは過去に策定しておりますが、上水道BCPは策定しておりません」の誤りです。また、開示資料一覧において宇城市ホームページで公表済みとしておりますが、掲載期限を超過しているため、現在は資料閲覧での確認となっております。
52	要求水準書	43	第8章	8.4	最新の耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画の策定年度はいつでしょうか。	耐震化計画は令和5年度、水安全計画は未策定、アセットマネジメント計画は令和2年度に策定しております。 水安全計画及び上下水道BCPについては、令和8年度に素案を策定しますので、都度更新支援をしていただくことを想定しています。
53	要求水準書	43	第8章	8.4	最新の耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画を開示資料に追加いただくことは可能でしょうか。	資料閲覧にてご確認ください。
54	要求水準書	44	9	1	質問回答No259において、質問「「(1) 改築実施計画の作成及び設計図書の作成」に記載の内容は、「8.3改築実施設計業務」の要求水準ではないでしょうか。」に対して、対応を検討する旨の回答でしたが、最新版に変更がありません。最新版資料では変更が確認できていないため、現時点での整理方針（修正予定の有無、どちらの章で扱うか）をご教示ください。	修正いたします。
55	要求水準書	44	第9章	9.1.2	「表9－1 工種区分別の業務範囲」において「公共下水道施設」及び「八代北部流域関連公共下水道施設」の「管路施設」が対象工種から除外されました。 仮に道路陥没等による突発的な下水道管路施設の改築工事が必要になる場合でも、当該改築工事は本事業の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	現状では範囲外という認識ではありますが、緊急性を要するものについては、費用負担や緊急性の度合に応じて協議させていただければと思います。
56	要求水準書	44	第9章	9.1.2	八代北部流域関連公共下水道の業務範囲について、対象施設による工種区分は、「機械設備」と「電気設備」のみであるため、「土木構造物」に分類されるマンホール蓋及びマンホール本体、内部防食については対象外であるという認識でよろしいでしょうか。	現状では範囲外という認識ではありますが、緊急性を要するものについては、費用負担や緊急性の度合に応じて協議させていただければと思います。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
57	要求水準書	45	9	2	質問回答No. 279～282は水道・下水道事業の双方に共通する事項として示されたものと理解しております。当方の認識に相違がないかご教示ください。もし認識に相違がない場合、質問回答 No. 282 に記載された内容に基づき、「下水道事業資本的支出提案限度額」についても同様の対応修正を行っていただけますでしょうか。	様式4-4を修正いたします。
58	要求水準書	48	9	4	質問No264で、「9. 5. 2(3) 完成書類及び完成図書の提出と検査の実施」と「9. 5. 1(3) 竣工図書の作成及び成果品の提出」に重複があるため修正をお願いした件につき、回答が質問No263に対する内容となっているように見受けられます。恐れ入りますが、質問No264へのご回答を改めてお願いいたします。	現在9. 5. 2(3)→9. 4. 2(3)完成書類及び完成図書・ 9. 5. 1(3)→9. 4. 1(3)設計図書の作成及び… に内容を修正しております。
59	要求水準書	49	9	5	質問回答No. 284においては、石綿調査についての対応については回答いただいておりますが、「その他有害物質を含む除去、処理、運搬、処分にかかる費用は、原則委託者のご負担と考えてよろしいでしょうか。」の費用負担について度確認をさせていただけますでしょうか。 質問回答No. 284において石綿（アスベスト）調査に関する対応方針についてはご回答をいただいております。しかしながら、同質問に含まれていた以下の点については、費用負担の明確なご回答が示されていない状況と認識しております。「その他有害物質を含む除去、処理、運搬、処分にかかる費用は、原則委託者の負担と考えてよろしいでしょうか。」つきましては、石綿および以外の有害物質に係る除去・処理・運搬・処分費用の負担区分について、改めてご回答をいただけますでしょうか。	ご認識の通り、発注者側の負担と考えています。
60	要求水準書	51	第10章	10. 3. 2	「事業開始年度における年間事業実施計画書、年間修繕計画書の策定」とありますが、要求水準書第3章から第6章に「年間修繕計画書」はなく「年間事業実施計画書」の記載内容の一部に「施設ごとの年間保守点検・修繕予定」とあることから、要求水準書10. 3. 2 (3) からは年間修繕計画書を削除し、年間事業実施計画書のみ記載することideいかがでしょうか。	年間修繕計画書はマクロ的な視点からの修繕計画を想定しており、年間事業実施計画書の施設ごとの年間保守点検・修繕予定とは、維持管理を行う上でのミクロ的な視点に立った修繕予定であると認識しております。 年間修繕計画書は事業開始年度当初の計画を毎年度更新していくことを見込んでいます。
61	要求水準書	52	10	4	質問回答No267の末尾に「ご提案の通り文言を修正いたします。」とのご回答がありますが、当方では修正を確認できておりません。 反映済み資料の版情報、または反映予定時期をご教示ください。	修正いたします。
62	要求水準書	52	第10章	10. 4. 3	「事業開始が遅延することで、委託者に増加費用又は損害が生じるときは、受託者が負担するものとする。」について、募集要項等に対する質問（第1回目）の通し番号267において「ご提案の通り文言を修正いたします。」と回答いただいておりますが、要求水準書が未修正のようです。ご確認と修正をお願いします。	【令和8年7月21日回答修正】 修正いたします。
63	要求水準書	55	第12章	12. 2. 1	「年間修繕計画書と月次業務報告書との照合及び確認」とありますが、要求水準書に「年間修繕計画書」はなく「年間事業実施計画書」の記載内容の一部に「施設ごとの年間保守点検・修繕予定」とあることから、修繕実施状況の確認については、要求水準書12. 2. 1 「(1) 年間事業実施計画書と月次業務報告書との照合及び確認」の一部（表12-1の1項目）として記載することideいかがでしょうか。	年間修繕計画書はマクロ的な視点からの修繕計画を想定しており、年間事業実施計画書の施設ごとの年間保守点検・修繕予定とは、維持管理を行う上でのミクロ的な視点に立った修繕予定であると認識しております。 年間修繕計画書は事業開始年度当初の計画を毎年度更新していくことを見込んでいます。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
64	要求水準書	56	第12章	12.2.2	「年間修繕計画書と年次業務報告書との照合及び確認」とありますが、要求水準書に「年間修繕計画書」はなく「年間事業実施計画書」の記載内容の一部に「施設ごとの年間保守点検・修繕予定」とあることから、修繕実施状況の確認については、要求水準書12.2.2「(1)年間事業実施計画書と年次業務報告書との照合及び確認」の一部(表12-3の1項目)として記載することでいかがでしょうか。	年間修繕計画書はマクロ的な視点からの修繕計画を想定しており、年間事業実施計画書の施設ごとの年間保守点検・修繕予定とは、維持管理を行う上でのミクロ的な視点に立った修繕予定であると認識しております。年間修繕計画書は事業開始年度当初の計画を毎年度更新していくことを見込んでいます。
65	要求水準書	57	第12章	12.3.1	要求水準の未達は、不可抗力等でも起こりえますので、12.3.3と同様、「受託者の責めに帰すべき事由により」を追記いただけないでしょうか。	要求水準の未達と不可抗力等の整理については、別途定めておりますのでそちらをご確認ください。
66	要求水準書	58	第12章	12.3.2	委託料の支払い停止となる委託料は、要求水準未達が生じた業務に相当する委託料との理解でよいでしょうか。	契約書(案)をご確認ください。
67	要求水準書	58	第12章	12.3.3	「委託料の減額は、次のとおりとする。」は不要ではないでしょうか。	修正いたします。
68	要求水準書	59	第13章	13.1	「受託者が行う危機管理の対象は、本件施設であり」とありますが、要求水準書1.5.6危機管理対応の「(1)受託者は、天災又は本件施設(八代北部流域関連公共下水道管路施設、農業集落排水処理施設を除く)」と整合をはかる必要はありませんでしょうか。	修正いたします。
69	要求水準書 事業者選定基準 様式集	10 3-7-2 34	5 7	2 1	様式集3-7-2には「1.検針、検針異常時の対応、開閉栓、事故防止、量水器調達・交換・管理、効率化、サービスの向上対策について具体的に記述してください。」と記載がありますが、表内「7.料金徴収・窓口関係業務に係る評価」の「検針業務、開閉栓業務、量水器調達・交換・管理業務」の評価の視点には「・検針異常時の対応、事故防止、効率化、サービスの向上対策の具体性」と記載があり、検針、開閉栓、量水器調達・交換・管理、が記載されていません。 要求水準書p34 7.1.1には「受託者に委託する料金徴収・窓口関係業務は、上下水道の使用開始申込等の受付業務、検針、調定、収納、開閉栓、滞納整理等の業務を包括的に委託するものであり、お客さまサービス、業務品質及び収納率の向上等、更なる効率的運営を図るとともに、各業務の内容を実施すること。」と記載があり、検針、開閉栓、量水器調達・交換・管理が本事業の業務対象であることは明白です。 事業対象業務は業務提案評価において当然に評価されるべきであり、当該項目の評価の視点は様式集3-7-2の記載内容に統一されるものと思料いたしますが、様式集3-7-2記載の内容を正と捉えてよろしいでしょうか。	修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
70	要求水準書	39 41	第8章	2.2 3.1	要求水準書における管路施設のストックマネジメント計画および改築実施設計数量について、記載内容の関係性について確認させてください。 P39では、管路施設について既存の下水道ストックマネジメント計画が最新状況を反映していないことから、新たに計画を策定するとされています。また、管路施設の改築時期は令和19年度以降であり、処理場・ポンプ場施設の令和14～18年度の計画と整合させる旨の記載があります。 一方、P41では、改築実施設計数量について、別紙13の想定数量および改築必要割合30%を参考としつつ、各種計画策定後に協議により決定するとされています。 上記について、 ① 管路施設の改築実施設計数量は、ストックマネジメント計画策定結果を踏まえて決定することを前提とした暫定数量と理解してよいか ② もしくは、別紙13の数量および30%想定を基に設計を進め、ストックマネジメント計画は後追いで整合させる位置づけか についてご教示ください。 加えて、改築実施設計に関する提案において、上記想定数量（別紙13および改築必要割合30%）をどの程度考慮することが求められるか、また当該数量と提案内容の整合性や数量規模そのものが評価対象となるかについても併せてご教示ください。 前提条件の明確化のため、必要に応じて記載の補足または整理をご検討いただけますと幸いです。	①のとおりです。
71	要求水準書	別紙9 別紙73			水質試験用機器（分析機材）は貴市保有品を貸与いただけるとの理解しております。 別紙p9別表6の水質分析の項目に「委託者が貸与可能な備品等」を追加し、貴市負担として表記いただけないでしょうか（同表「料金徴収・窓口関係業務」の委託者が貸与可能な備品等と同様の整理方法としていただけないでしょうか）。 くわえて、別紙 p 73別表47の貸与可能備品に既存の水質試験用機器を追記のうち、水質試験用機器のリスト（メーカー、型番、導入年度、メーカー点検の有無等）を提示いただけないでしょうか。	詳細な内容を確認したいため別途協議させていただきます。
72	要求水準書【別冊】	2	別紙1	別表1	用語「不可抗力」として落雷も該当すると考えますので、追記頂けないでしょうか。	契約書（案）をご確認ください。
73	要求水準書【別冊】	2	別紙1	別表1	用語「不可抗力」として紛争も該当すると考えますので、追記頂きたいです。	契約書（案）をご確認ください。
74	要求水準書【別冊】	7	別紙3	別表4	その他法令上の責任について、委託者、受託者の双方の責任となっておりますが、受託者の業務履行上において直接関係しないもので、受託者の帰責となる法令はどのようなものを想定されていますでしょうか。	契約書（案）をご確認ください。
75	要求水準書【別冊】	9	別紙3	別表6	経費に関する負担に「セルフモニタリング」が含まれておりません。適切な個所に追記いただきたくことは可能でしょうか。	セルフモニタリングを表6に追記します。
76	要求水準書【別冊】	9	別表	6	「施設の改築・更新などの費用」と記載がありますが、本記載は「施設の修繕に係る費用」の誤記である可能性が高いと認識しておりますが、ご確認いただけますでしょうか。もし誤記である場合には、修正いただけますでしょうか。	「管路及び施設の修繕費用」に修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
77	要求水準書【別冊】	9	別紙3	別表6	別表6 経費に関する負担の「保安管理」に「浄水管理センター等の電気計装設備及び機械設備の委託料及び管理費用（下水）」とあります。募集要項等に対する質問回答（第1回目）の通し番号193を踏まえた修正と理解しておりますが、保安管理における「浄水管理センター等の電気計装設備及び機械設備の委託料及び管理費用（下水）」の具体的な内容について改めて確認させてください。	電気計装設備及び機械設備の委託料及び管理費用は現在の維持管理の関連委託料の中に内包しております。
78	要求水準書【別冊】	9	別紙3	別表6	「修繕」の中に「施設の改築・更新などの費用」とありますが、改築・更新に係る費用はあくまでも改築・更新に関わるものが対象であり、3条費用である修繕とは別であると考えます。例えば、「施設機能の維持・回復に関する費用」とした方が適切かと存じます。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
79	要求水準書【別冊】	9	別紙3	別表6 (1/2)	前回の募集要項等に対する質問（第1回目）において、回答191に八代北部流域関連公共下水道の法定水質検査業務が業務内容に含まれていると回答がありました。農業集落排水処理施設の法定水質検査業務は今回の業務対象外で間違いないでしょうか。	業務対象外となります。
80	要求水準書【別冊】	10	別紙3	別表6	物価の変動に関して、「予期せぬ急激な物価の高騰」が「協議」として整理されていますが、物価変動は受託者でコントロールできないリスクの最たるものといえます。リスク分担上は「協議」ではなく「委託者」として整理いただき、注釈で「負担方法については業務委託契約書に基づく」等としていただけませんか。	契約書（案）をご確認ください。
81	要求水準書【別冊】	13	別表	7	水道管路、下水道管渠の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、農集）と記載がありますが、農業集落排水事業（農集）は本事業の対象外であるとの認識を持っておりますが、この認識に相違ないでしょうか。また、上記記載は「管路施設」に限定された説明と見受けられますが、管路施設以外の対象施設（処理場、ポンプ場等）に係る設計・施工業務の取扱いが本表に記載されていない状況です。つきましては、本事業における設計・施工の対象範囲（管路施設以外の施設を含むか否か）について、改めて整理のうえ、該当箇所へ記載いただけますでしょうか。	「農集」は削除いたします。別表7の2／3において、本件施設の設計・施工の実施について記載しております。
82	要求水準書【別冊】	17	別紙4		受託者が付保すべき保険について記載がありますが、例えば貴市にて現在加入済みの保険、共済等がありますでしょうか。また当該保険・共済については事業開始後も維持されるご予定でしょうか。貴市にて建物総合損害共済等に加入されている場合には、施設損傷等に関して当該共済の適用範囲であった場合には使用をお認めいただきたく願います。	あります。資料閲覧にてご確認いただけます。提案内容にて変わってくるものと考えておりますので、その点も踏まえて提案ください。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
83	要求水準書【別冊】	75	別紙12	別表49	表中の予想新規加入数の中でR15以降に大幅な新規加入が見込まれています。 こちらの①想定理由（要因）、②当該新規加入に伴う想定される水量増加及び管路整備見込み等についてご教示ください。 運転維持管理業務において、水量の増加に伴うユーティリティ使用量、汚泥発生量等の増加を相応に見込む必要があるのかどうかを確認する主旨での質問です。	令和14年度までは現在の数量の中に想定件数を含めております。令和15年度以降は令和8年度以降に新規設置したメーターが交換予定であるため、参考値を予想新規加入数として計上しております。実際の交換件数は新規加入状況に応じて変動します。
84	要求水準書【別冊】	76	別紙13		要求水準書（本紙）および別紙における、管路施設のストックマネジメント計画と改築実施設計数量の関係について確認させてください。 要求水準書P39では、管路施設について既存のストックマネジメント計画が最新状況を反映していないことから、新たに計画を策定すること、また改築時期は令和19年度以降であり、処理場・ポンプ場施設の令和14～18年度の計画と整合させる旨が示されています。 一方、P41では改築実施設計数量について、別紙13の数量および改築必要想定割合30%を参考としつつ、各種計画策定後に協議により決定するとされています。また、別紙13においては、全体延長に基づく数量（公共下水道154.1km等）が示されています。 これらを踏まえ、以下についてご教示ください。 ① 別紙13に示される全体延長と改築必要割合30%の関係（改築対象延長の考え方や抽出方法）はどのように想定されているか ② 改築実施設計数量はストックマネジメント計画策定結果に基づき最終決定されとの理解でよいのか ③ スtockマネジメント計画（長期的更新方針）と実施設計（当該期間の実施内容）の関係性について、想定されている業務プロセス また、改築実施設計に関する提案において、別紙13に示される数量および改築必要割合30%を前提に提案する必要があるか、あるいは提案内容の合理性・妥当性を重視した評価となるか等、評価における当該数量の取り扱いについてもご教示ください。 前提条件の明確化の観点から、必要に応じて記載の補足または整理をご検討いただけますと幸いです。	質問回答No.36をご参照ください。
85	要求水準書【別冊】	77	別表	51	「薄青着色分を必須工事とする。」と記載がありますが、国からの交付金の配分不足など受託者の業務範囲外の事象に起因した工事未着手等が発生した場合においては、受託者の要求水準の未達にならないよう修正ください。 もしくは、自己資金（単費）など追加予算を充てて必須工事とするなどとしていただきたい。変更が難しい場合、10年間の長期契約において事業環境や社会情勢等の変化が考えられることから、「必須工事」という制限は外していただくべきと料します。	別表51を修正いたします。
86	要求水準書【別冊】	77	別紙13	別表51	「別表51 松橋不知火浄水管理センター改築計画」について「本事業の提案価格の算定にあたっては、上記表のうち薄青着色分を必須工事とする。」との補足がありますが、該当工事を必須とした理由・根拠をご教示ください。	修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
87	要求水準書【別冊】	77	別表51	-	松橋不知火浄水管理センター改築計画における過年度耐震補強設計及び事業開始前未施工案件の取扱いについて、第1回競争的対話において回答保留となっていた事項について、改めて確認させてください。 要求水準書【別冊】（6月改定版）では、別表50が別表51へ変更されていますが、当該変更と第1回競争的対話における回答との関係性が明確ではありません。 特に、過年度に耐震補強設計が実施されているものの未施工となっている施設について、以下の事項をご教示ください。 ①当該設計成果を本事業において活用することを前提としているのか。 ②過年度設計成果を活用して実施設計又は工事を実施した場合における設計責任及び成果物責任はどのように整理されるのか。 ③ストックマネジメント計画又は施設更新計画の検討結果により、既往耐震補強設計と異なる方針となった場合の取扱いはどのように考えているのか。 ④既往設計を実施していない施設又は耐震性能不足が判明した施設について、本事業において耐震補強設計及び耐震補強工事までを求める想定なのか。 ⑤耐震性能不足施設への対応方針（優先順位付け、計画への反映、改築工事対象との関係）をどのように考えているのか。	①活用を想定しています。 ②過年度成果の活用に際し、その内容を照査し、必要な修正を行ったうえで実施設計・施工を行う事とします。 ③資本的支出の提案額の中で、発注者との協議により対象工事、優先順位等を決定して事業に取り組む事を想定しています。 ④耐震補強設計及び耐震補強工事までを事業範囲に含みます。ただし、他の工事との優先順位の関係から実施時期等については協議により決定するものとしします。 ⑤提案及び協議に基づき決定することを想定しています。
88	要求水準書【別冊】	83	別紙15	1	既存施設等の確認の方法、確認結果の報告方法については、あくまでも「健全性」の確認であって、健全度の算出を求めるものではないという理解でよいでしょうか。 また、健全性確認の結果についてはどのように利活用される想定でしょうか。	「健全性」については、文中の表記のとおりです。既存施設等の健全性確認の結果については、年間修繕計画や開始時契約不適合などの確認に利活用することを想定しています。
89	要求水準書【別冊】	83	別紙15	1	「委託者は、・・・」とありますが、「受託者」の誤りではないでしょうか。	修正いたします。
90	要求水準書【別冊】	83	別紙15	1	「受託者は、・・・」とありますが、事業開始前の既存施設等の契約不適合責任は委託者が負うことから、「委託者」の誤りではないでしょうか。	修正いたします。
91	要求水準書【別冊】	84	別紙15	2	「委託者、・・・」とありますが、契約終了時の本件施設等の契約不適合責任は受託者が負うことから、「受託者」の誤りではないでしょうか。	修正いたします。
92	要求水準書【別冊】	84	別紙15	2	「既存施設等に重大な契約不適合があるときは」とありますが、対象となる施設は、事業期間中に受託者が修繕又は改築業務を実施した施設と受託者の実施した業務に起因する場合に限定いただけませんかでしょうか。 耐用年数を超過した老朽化施設に対する修繕、改築は、本来、事業期間中に有償で行うべきところ、事業終了時において受託者の責任で無償で修繕等を行わなければならないのは公平なリスク分担とはいえないためです。	別紙15（4）契約不適合に対する措置については、事業終了時に既存施設など健全性確認報告書にて設備など管路などにて健全性が確認できない場合について報告書に記載するように確認方法を定めております。そのうえで確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合がある場合は、契約書の定めるところにより措置を行うものとしております。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
93	要求水準書【別冊】	96	別紙17	2	「末端給水蛇口残留塩素濃度の未達による命令又は放流水質の法定水質基準の未達による命令に伴う勧告」とあるのは、レベル3の違反による命令を受けた場合を指すとの理解でよいでしょうか。勧告はレベル2の措置となりますので、解釈の明確化をさせてください。	レベル3です。表記を修正いたします。
94	要求水準書【別冊】	96	別紙17	2	「減額対象となる業務」のうち「下水道施設」の「調達管理」については「（薬品：活性炭）」とある一方、「水道施設」の「調達管理」については（ ）書きがありません。「水道施設」の「調達管理」についても「薬品」に限定いただけませんか。	水道においては、薬品、補修用管材、その他材料等を内包しています。
95	要求水準書【別冊】	96	別紙17	2	「減額対象となる業務」に「保安管理」や「施設見学支援」が含まれていますが、これらの業務は末端給水蛇口残留塩素濃度や放流水質の達成・未達に直接的に影響を与えるものではないことから、「減額対象となる業務」から除外いただけませんか。	「保安管理」や「施設見学支援」は運転管理業務の委託料に内包するものであるため、業務委託料の中で一体的に考えるものとしています。
96	要求水準書【別冊】	26～28	別紙6	別表18～20	巡視点検業務の点検周期において、休止閉鎖中の施設がありますが休止閉鎖中の施設においても巡視点検を実施しなければならないのでしょうか。	（休止即ち）監視不要とは考えておりませんので、施設の劣化防止及び安全確保に資する点検について環境整備業務と合わせて実施していただくことを想定しております。
97	要求水準書【別冊】	7～16	別紙3	別表4～8	別表4～8に記載のないものについて、事業開始後、委託者、受託者の双方の合意により、委託者の責任区分となった場合、それに係る妥当な費用は、追加の委託費として委託者が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	契約書（案）をご確認ください。
98	要求水準書【別冊】	7～16	別紙3		責任分担において、現在宇城市様が直接契約しているものを優先交渉権獲得者が代わりに契約しなければならない項目が出てくると思いますが、直接契約しなければならないものは何でしょうか。それとも契約自体は宇城市様が今後も継続して直接契約されますのでしょうか。（例：電気代、通信運搬費（電話代、テレメータ代）など）	提案内容にて変わってくるものと考えておりますので、その点も踏まえて提案ください。
99	要求水準書【別冊】	9、12	別紙3	別表6 (1/2) 別表7 (2/3)	前回の募集要項等に対する質問（第1回目）において、回答194で要求水準書を手修正すると記載がありましたが、修正されていなかったため、今回の業務において農業集落排水処理施設の消防設備点検は業務内に入っておりますでしょうか。	業務対象外となります。
100	要求水準書【別冊】	9、12	別紙3	別表6 (1/2) 別表7 (2/3)	農業集落排水処理施設の消防設備点検が業務に入っている場合、対象施設はどちらの施設でしょうか。	業務対象外となります。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
101	要求水準書【別冊】	93～95	別紙17	1	「1 委託料の支払い停止」について、「別表5-3 契約内容未達の認定レベルと事象」の例を見ますと、レベル1、2、3は必ずしも同種または連続性のある事象ではありません。 一方、「図3 契約内容未達時における措置の内容」を見ますと、レベル1の事象の未達が改善されない場合にレベルが2に引き上げられ、勧告と同時に委託料の支払いが停止されるフローになっています（レベル2からレベル3についても同様）。 契約内容未達の認定レベル1を経ずにレベル2や3の事象が起こり得ること、その際に改善計画書の作成と当該計画に基づく改善措置に取り組む機会が与えられないまま委託料の支払いが即停止される措置は受託者にとって酷であることから、契約内容の未達が「勧告」・「警告」を経て、なお是正されない場合に委託料の支払いを停止、それでもなお是正されない場合には契約解除としていただけないでしょうか。	本別紙でのレベル2や3については、相応の対応が必要な事象であるため、勧告、警告等を経てする手続ではないと考えます。
102	募集要項	3	第1章	1.2	表中に「【コンサルト業務】」という表記が見られますが、この業務についての定義がなく、また要求水準書も含めてここにしか記載のない表現という認識です。 記載意図についてご説明いただけますでしょうか。また、特に契約上意味をなさないものであれば、削除いただきたく願います。	契約書（案）における定義集に掲載しておりますので、ご確認ください。
103	募集要項	3	第1章	1.2	「事業の範囲」の表中の「水道事業 浄水施設」の業務に「廃棄物管理」とあります。 一方、要求水準書「3. 4. 1 運転管理業務」では「(5) 廃棄物の適正処理」が削除されています。 「事業の範囲」の表中の「水道事業 浄水施設」の「廃棄物管理」も削除が必要ではないでしょうか。	修正いたします。
104	募集要項	5	第1章	1.2	「事業の範囲」の表中の「雨水ポンプ場等」の業務に「廃棄物管理」とあります。 一方、要求水準書「第6章 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務に関する要求水準」では「廃棄物管理」に関する記載がありません。 「雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場」の「廃棄物管理」の具体的な内容を確認させてください。	排水ポンプ稼働時に発生する流入ごみの管理を想定しています。また、要求水準書に追記いたします。
105	募集要項	6	1	8	提案限度額について、令和何年何月時点の単価・物価を前提とした積算であるかをご教示ください。初回の物価スライドの基準となるため、明確化いただけますと幸いです。 なお、当該点は質問回答No6でご回答が確認できませんでしたため、改めてご回答をお願いいたします。	令和8年4月1日時点です。
106	募集要項	6	1	8	質問回答No6にて「下水道事業はストックマネジメント計画を見直し、その見直し後の詳細設計にて協議により見直し」とのご回答を拝見しました。 下水道事業におけるストックマネジメント計画の対象施設の詳細設計について、耐震補強設計を含め、4条事業費に含まれているという理解でよろしいでしょうか。費用区分の考え方をご教示ください。	お見込みのとおりです。調査、計画に要する費用を3条予算にて計上しています。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
107	募集要項	6	1	8	質問回答No.6では、「資本的支出提案限度額について、水道事業は宇城市水道事業経営戦略の金額となります。下水道事業はストックマネジメント計画を基にした金額となります。上下水道事業とも過去に算出した金額のため、水道事業は委託者が令和8年度に作成する水道施設更新計画を参考に、事業開始後の受託者との協議により見直す事とします。下水道事業はストックマネジメント計画を見直し、その見直し後の詳細設計にて協議により見直す事とします。」との回答を拝見いたしました。 一方で、募集要項では【エ 下水道事業資本的支出提案限度額】が上限額として示されており、詳細設計・積算の結果、標準歩掛表等に準じた適正な積算額が当該提案限度額を超過する場合の取扱いが明確ではありません。 質問回答No.147では、改築実施設計を踏まえ、前年度までに改築実施基本協定に定める金額を設定し、当初の見積内訳書・契約金額内訳に関わらず協議により変更可能との趣旨が示されています。 以上を踏まえ、詳細設計・積算の結果、下水道事業資本的支出提案限度額を超過する場合又は超過が見込まれる場合であっても、委託者の承認を得た標準歩掛表等に準じる積算額を基礎として、改築実施基本協定・契約変更等により対価が支払われる理解でよろしいでしょうか。仮に支払対象外又は上限額内に限定される場合は、その条件、判断基準及び受託者負担となる範囲をご教示ください。	提案上限内において、対象施設・工事・優先順位について協議を行い対象を決定することとします。
108	募集要項	6	第1章	1.5	1行目の「おのおの」がについては、「各々」の誤記と考えられますがいかがでしょうか。	修正いたします。
109	募集要項	6	第1章	1.8	「収益的支出（主に経営・計画支援業務、管理支援業務、営業業務、維持管理業務及び危機管理対応業務に関わる費用）と資本的支出（主に設計建設業務に関わる費用）」とありますが、（ ）内に記載の業務と募集要項1.2（4）対象業務が一致していないため、整合をはかっていただきたいと思います。	修正いたします。
110	募集要項	6	第1章	1.8	「収益的支出（主に経営・計画支援業務、管理支援業務、営業業務、維持管理業務及び危機管理対応業務に関わる費用）と資本的支出（主に設計建設業務に関わる費用）」とありますが、（ ）内に記載の業務と募集要項1.2（4）対象業務が一致していないため、整合をはかっていただきたいと思います。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
111	募集要項	7	1	8	募集要項1.8（4）では、対価の支払方法等について「本業務の宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約書において別途定める」とされていますが、質問回答No.147では、改築実施設計を踏まえて前年度までに改築実施基本協定に定める金額を設定し、見積内訳書（様式4-5）や契約金額の内訳書に計上された額・時期に関わらず、協議により変更可能との回答が示されています。支払方法・契約金額の変更・年度間振替・提案限度額超過時の取扱いについて、募集要項、契約書（案）、改築実施基本協定及び質問回答の優先関係並びに具体的な手続を明示いただけますでしょうか。	質問回答のNo.147は競争的対話や質問回答及び優先交渉権者が決まった後に契約書（案）や基本協定書（案）について、協議を重ねていく上で変更可能という意味の回答と考えております。契約書の契約金額並びに改築など実施基本協定の更新工事・改築工事に要する費用の予定額は提案金額（様式4-4を含む）が入るものと想定しています。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
112	募集要項	7	第2章	2.1	応募事業者の構成等につきまして、協力企業については複数の応募グループへの参画は認められるという理解でよろしいでしょうか。 貴市内の地元企業が組合を組成した場合に、特定の応募グループの協力企業となった場合に公平性が担保されないことを懸念しての質問です。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
113	募集要項	9	第2章	2.1	「技術士（上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が1名以上在籍していること」については、水道及び工業用水道と下水道の資格を有する者それぞれ1名以上ずつという意味でしょうか。それとも水道及び工業用水道もしくは下水道の資格を有する者が1名以上という意味でしょうか。	各資格をお持ちの方の兼任も想定しています。別々で立てる場合の人数等についてはご提案を確認します。
114	募集要項	10	2	2	事業開始までのスケジュール（予定）に「競争的対話（応募事業者対象）」が追加されています。 日程の公表時期、申込開始時期、申込方法（様式、提出先、提出手段等）をご教示ください。	宇城市ホームページ上で公開しておりますので、そちらをご確認ください。
115	募集要項	10	5	5	質問回答No296、No297にて「修正いたします。」とのご回答がありますが、当方では修正反映を確認できておりません。質問回答No305、No320、No321についても同様です。 反映済み資料の版情報、または反映予定時期をご教示ください。	質問回答No.296、305、320、321については、「緊急時」の表現を削除しています。No.297については前回業務計画自体を削除しています。
116	募集要項	10	第2章	2.2	競争的対話（応募事業者対象）が追加となっておりますが、該当する申し込み様式をご提示ください。5月に実施した競争的対話の申し込み書を流用する場合は、応募グループを記載する箇所がないため、事業者側で編集しても問題ございませんでしょうか。	競争的対話の申込について、7月10日（金）に宇城市ホームページで公開しておりますので、内容をご確認ください。
117	募集要項	12	第2章	2.3	「応募を辞退する場合は、応募辞退届を令和8年7月31日までに提出すること。」とありますが、応募辞退届の提出期限は令和8年7月31日までではなく、「提案審査書類の受付」期限である「令和8年8月28日まで」という理解でよろしいでしょうか。	応募辞退をされる場合は、審査の日程がありますので、7月31日までをお願いいたします。
118	募集要項	12	第2章	2.3	「収益的支出（主に経営・計画支援業務、管理支援業務、営業業務、維持管理業務及び危機管理対応業務に関わる費用）と資本的支出（主に設計建設業務に関わる費用）」とありますが、（ ）内に記載の業務と募集要項1、2（4）対象業務が一致していないため、整合をはかっていただきたいと思います。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
119	募集要項	12	第2章	2.3	（イ）価格提案書の説明文の文末に、「提案の際は、内訳書を添付すること」とありますが、ここでいう内訳書とは「様式04-4」見積内訳書という理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
120	募集要項	13	第2章	2.4	「優先交渉事業者」とありますが、「優先交渉権者」でしょうか。	修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
121	募集要項	13	第2章	2.4	「優先交渉権者の選定結果は、令和8年9月中旬に応募企業に通知する。」とありますが、募集要項「2. 2 事業開始までのスケジュール（予定）」の「優先交渉権者選定、通知」にあるとおり、通知の時期は「令和8年9月下旬」でしょうか。	スケジュール（予定）については、応募状況や進捗状況に応じて適宜対応させていただきます。
122	募集要項	13	第2章	2.4	「応募企業」（複数箇所）とあるのは「応募事業者」でしょうか。	修正いたします。
123	募集要項	13	第2章	2.4	プレゼンテーション及びヒアリングについては、「現地」のみにて行うとのことですが、現地では「対面」で行われますでしょうか。それともブラインド形式（非対面で応募者の顔が見えない方法）で行われますでしょうか。	現在、ブラインド形式（非対面で応募者の顔が見えない方法）にて検討しております。
124	募集要項	14	第3章	3.1	『委託者と優先交渉権者は、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託基本協定」を締結し、協議を経て、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約」を締結する。』とありますが、業務委託契約は委託者と優先交渉権者ではなく、委託者と受託者（ＳＰＣ）が締結との理解です。本章の記載については、実施方針「3. 1 契約等の締結」とあわせてはいかがでしょうか。	修正いたします。
125	募集要項	3～5	第1章	1.2	「事業の範囲」の表中に「【工事】」という表記が複数ありますが、こちらの表記は不要ではないでしょうか。	【工事】、【コンサルタント業務】とは契約書（案）の区分と連動しております。詳細は、契約書（案）をご確認ください。
126	事業者選定基準	6	第4章	4.1	「提案価格の算定が募集要項等で示す前提条件に従っていること」が基礎審査の内容に含まれていますが、これはどのように確認される想定でしょうか。本公募の提出書類の中に価格算定方法（前提条件）等を示す書類が含まれていないことから質問させていただきました。	募集要項等で示す条件に適合している内容かを確認させていただきます。
127	事業者選定基準	6	第4章	4.2	「前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないか」とありますが、具体的にどのように確認される想定でしょうか。様式04-4が適切に記載されていれば満足するという理解でよいでしょうか。	募集要項等で示す条件に適合している内容かを確認させていただきます。
128	事業者選定基準	8	5	2	提案書様式3の枠内で求められている記述内容と、事業者選定基準が一致していない箇所が散見されます。再質問および追加質問（第2回）の回答公表以降にも一致していない箇所がある場合は、事業者選定基準を優先するという理解でよろしいでしょうか。	そのような理解でご対応いただければと思います。
129	事業者選定基準	10	5	2	合計枚数は80枚と料します。再度ご確認いただき、正しい枚数に修正願います。	修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
130	事業者選定基準	10	第5章	5.2	評価項目「施設更新計画策定業務」の評価の視点に「緊急時の配置」とあり、これについては募集要項等に対する質問（第1回目）の通し番号295において「修正いたします。」との回答を踏まえて「様式3-8-1 施設更新計画策定業務」上では削除いただいておりますが、事業者選定基準が未修正のようです。ご確認と修正をお願いします。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
131	事業者選定基準	10	第5章	5.2	評価項目「改築実施設計業務」の評価の視点に「緊急時の配置」とあり、これについては募集要項等に対する質問（第1回目）の通し番号296において「修正いたします。」との回答を踏まえて「様式3-8-2 改築実施設計業務」上では削除いただいておりますが、事業者選定基準が未修正のようです。ご確認と修正をお願いします。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
132	事業者選定基準	10	第5章	5.2	評価項目「改築工事業務」の評価の視点に「緊急時の配置」とあり、これについては募集要項等に対する質問（第1回目）の通し番号305において「修正いたします。」と回答いただいておりますが、「事業者選定基準」及び「様式3-9 改築工事業務」とともに未修正のようです。ご確認と修正をお願いします。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
133	事業者選定基準 様式集	10 3-8-1	5	2	表内「8. 施設更新計画策定及び実施設計等業務に係る評価」の「施設更新計画業務」に記載の評価の視点と様式集3-8-1に記載の内容とが、一致していないように見受けられます。 事業者選定基準の該当箇所には「・有資格者、配置人員の担当業務、緊急時の配置と計画策定方針の具体性」と記載がありますが、様式集3-8-1には「1.有資格者、配置人員の担当業務、計画策定方針について具体的に記述してください。」とあります。 募集要項等に関する質問の回答No. 295に照らすと、事業者選定基準に記載の評価の視点から「緊急時の配置」は削除され、様式3-8-1に記載の内容が正になると思料します。 当該項目の事業者選定基準および様式集の記載内容を再度ご確認いただき、記載内容を一致いただけますようよろしくお願いいたします。	修正いたします。
134	事業者選定基準 様式集	10 3-8-2	5	2	表内「8. 施設更新計画策定及び実施設計等業務に係る評価」の「改築実施設計業務」に記載の評価の視点と様式集3-8-2に記載の内容とが、一致していないように見受けられます。 事業者選定基準の該当箇所には「・有資格者、配置人員の担当業務、緊急時の配置と計画策定方針の具体性」と記載がありますが、様式集3-8-2には「1.有資格者、配置人員の担当業務、計画策定方針について具体的に記述してください。」とあります。 募集要項等に関する質問の回答No. 296に照らすと、事業者選定基準に記載の評価の視点から「緊急時の配置」は削除され、様式3-8-2に記載の内容が正になると思料します。 当該項目の事業者選定基準および様式集の記載内容を再度ご確認いただき、記載内容を一致いただけますようよろしくお願いいたします。	修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
135	事業者選定基準 様式集	3-3-2 9	5	2	表内「3. 水道施設関連業務に係る評価」の「保守管理業務」の評価の視点には「・保守管理実施計画（・日常点検・定期点検・法定点検・緊急点検・巡回点検・点検結果に基づく維持管理・計画的点検・調査・計画修繕・管路施設維持管理など）と記載があります。一方で様式集3-3-2には「1. 保守管理実施計画（・日常点検・定期点検・法定点検・緊急点検・点検結果に基づく維持管理・計画的点検・調査・計画修繕・管路施設維持管理など）について具体的に記述してください。」と記載があり、記載内容が統一されていません。 表内「3. 水道施設関連業務に係る評価」の「保守管理業務」ですが、評価の視点に含まれる「巡回点検」とは、要求水準書内のどの業務を指しますか。日常点検には巡視点検が含まれると思料しますが、その場合、日常点検と巡回点検の違いをお示しいただけないでしょうか。同一内容を指す場合は、事業者選定基準の記載内容を様式集3-3-2と統一するために「巡回点検」を削除し、日常点検の中で提案を求めることが妥当と思料します。	「巡回点検」を削除いたします。
136	事業者選定基準 様式集	9 3-3-1 3-4-1	5	2	表内「3. 水道施設関連業務に係る評価」と「4. 下水道施設関連業務に係る評価」の「運転管理業務」ですが、評価の視点に、「運転管理上の異常時対応計画」「異常時対応」があります（様式集3-3-1, 3-4-1にも同様の記載があります）。異常時対応計画を定めた上での異常時対応ですから、「運転管理上の異常時対応計画」を記載すれば包含されるものと思料します。その理解でよろしいですか。異なる場合は、公平公正な評価のため、どのような記載をお求めかお聞かせください。	ここでは異常時対応計画は策定を意味し、異常時対応は計画の実効性のための対応訓練を意味しております。そのような表現に修正いたします。
137	事業者選定基準 様式集	9 3-4-1	5	2	表内「4. 下水道施設関連業務に係る評価」の「運転管理業務」について、評価の視点に、八代北部流域関連公共下水道施設のアドバイザリー業務に係る記述が見られません。 一方、様式集3-4-1には「2. アドバイザリー実施計画（・モニタリング計画・KPI管理・緊急時対応など）について具体的に記述してください。」と記載されています。 くわえて、6月5日公開の募集要項等に関する質問の回答No. 318では「様式3-4-1の表記を修正しますのでそちらにご記入ください。」とのご回答を拝見しました。 事業者選定基準に記載の表内「4. 下水道施設関連業務に係る評価」の「運転管理業務」の評価の視点は、様式集3-4-1に記載の内容と同様と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者選定基準の表に追記いたします。
138	提案書作成要領及び様式集	-	様式3-3-1, 3-4-1		運転管理実施計画の内、「・異常時対応など」については、「・運転管理上の異常時対応計画」に含まれるものと思われますが、提案内容の書き分けについてご教示ください。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
139	提案書作成要領及び様式集	-	様式3-8-2		記載の「1. 有資格者、配置人員の担当業務、計画策定方針について具体的に記述してください。2. 保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法について具体的に記述してください。」が様式3-8-1施設更新計画策定業務と同じ文面となっておりますが、記載ミスではないでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
140	提案書作成要領及び様式集	-	様式3-8-2		様式3-8-2（改築実施設計業務）における評価視点について確認させてください。 当該様式では、評価視点として「保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法」が示されていますが、当該内容は施設更新計画策定業務（ストックマネジメント計画策定業務）における評価視点と同様の内容であり、改築実施設計業務との関係性について解釈が複数考えられる状況です。 つきましては、本記載について以下の点をご教示ください。 ① 改築実施設計業務において、設計検討を通じて得られる施工条件、更新手法、概算事業費等の知見を、施設更新計画及びストックマネジメント計画へフィードバックする提案を評価対象とする趣旨か ② もしくは、施設更新計画策定業務と同様に、保守点検・健全度診断に基づく計画提案内容そのものを評価対象とする趣旨か また、前者の趣旨である場合には、改築実施設計業務における評価の主眼（例：施工性、実現性、経済性、計画との整合性等）についてご教示ください。 なお、評価観点の明確化のため、必要に応じて当該記載の補足又は整理をご検討いただけますと幸いです。	様式3-8-2において、「保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法」は削除して修正しております。
141	提案書作成要領及び様式集	-	様式3-8-2		「様式3-8-2 改築実施設計業務」にある「計画策定方針」は「実施設計方針」かと思います。修正をお願いします。	修正いたします。
142	提案書作成要領及び様式集	-	様式3-8-2		「様式3-8-2 改築実施設計業務」にある「2. 保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法について具体的に記述してください。」は誤記かと思います。削除をお願いします。	様式3-8-2において、「保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法」は削除して修正しております。
143	提案書作成要領及び様式集	-	様式4-4		見積内訳書（様式4-4）のうち「下水道事業 収益的支出（3）」の「ア 修繕費（下水道）」に記載されている額について、「雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の修繕の年間の想定費用」が含まれていないと思われます。「ア 修繕費（下水道）」の各年度の額は16,363,636円ではなく17,045,455円ではないでしょうか。	修正いたします。
144	提案書作成要領及び様式集	-	様式4-4		見積内訳書（様式4-4）のうち「下水道事業 資本的支出」の「（2）量水器購入費」に記載されている「※想定購入数」について、口径別の購入数をご教示ください。	現状では口径の把握はできておりません。口径不明として計上しております。
145	様式集	3-8-1 3-8-2			いずれの様式にも「2. 保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法について具体的に記述してください。」との記述があります。3-8-2での記述は不要とすることが妥当と考えますがいかがでしょうか。	修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
146	様式集	3-8-2			「計画策定方針について具体的に記述」とありますが、「改築実施設計方針について具体的に記述」が正ではないでしょうか。	修正いたします。
147	モニタリング基本計画書	2	1	3	委託者によるモニタリングの頻度についてご教示ください。 表2-2の「設置する会議体と概要」に記載の「年度事業報告」および「定例業務報告会」がモニタリングに該当する理解でよろしいでしょうか。その他、監督・確認の機会（臨時会議、現地確認等）が想定されていれば併せてご教示ください。	委託者又は受託者が必要と認める場合は、委託者と受託者は、当該会議体によらず、随時、別途会議体を設けることとしています。
148	モニタリング基本計画書	3	第2	2	【表2-1】に「年間修繕計画書」とありますが、要求水準書第3章から第6章に「年間修繕計画書」はなく「年間事業実施計画書」の記載内容の一部に「施設ごとの年間保守点検・修繕予定」とあることから、モニタリング基本計画書の【表2-1】からは年間修繕計画書を削除し、年間事業実施計画書のみ記載することでしょうか。 ※以降、【表2-3】、【表2-4】、【表2-5】も同じ。	年間修繕計画書はマクロ的な視点からの修繕計画を想定しており、年間事業実施計画書の施設ごとの年間保守点検・修繕予定とは、維持管理を行う上でのミクロ的な視点に立った修繕予定であると認識しております。 年間修繕計画書は事業開始年度当初の計画を毎年度更新していくことを見込んでいます。
149	モニタリング基本計画書	4	第2	2	【表2-2】に「事業評価委員会 1回/5年」とありますが、こちらはモニタリング基本計画書 第13（3）第三者モニタリングに該当するものでしょうか。 その場合、第13（3）第三者モニタリングでは「毎事業年度終了時、第1期事業期間及び第2期事業期間の終了時に実施する。」とあり、表2-2の「事業評価委員会 1回/5年」と異なっています。第三者モニタリングの実施頻度を確認させてください。	事業評価委員会と第三者モニタリングは別のものになります。
150	モニタリング基本計画書	17	第4	3	事業終了のモニタリングの方法として「委託者及び受託者は、書類及び会議体における決定事項に基づき、モニタリングを行う。」とありますが、モニタリング基本計画書 第42（1）～（3）に確認の方法が示されております。 モニタリング基本計画書 第4の「3 モニタリングの方法」の記載事項が意図するところを確認させてください。	2の確認方法は個別具体的な方法を示しており、3のモニタリングの方法では事業終了時の全体のモニタリングの方向性を示したものになります。
151	基本協定書（案）	1	第1条	2	「「出資企業」とは、事業予定者に出資を行う企業であって、【代表企業名】、【出資企業名】及び【出資企業名】をいう。」とありますが、【出資企業名】が繰り返されておりますが、「【代表企業名】、【構成企業名】及び【出資企業名】」でしょうか。	【出資企業名】は具体的な構成企業名が記載されるものと想定しています。
152	基本協定書（案）	1	第1条	2	第1条2項の用語定義内に「構成企業」の用語定義の記載がありませんが、募集要項の用語定義にしたがうと理解すればよろしいでしょうか。用語定義に適切な文言を盛り込んでいただけますと幸いです。	検討いたします。
153	基本協定書（案）	3	第7条	2	「構成企業」とありますが、第1条2号の用語に照らすと、当該箇所は「業務請負委託先」とすべきではないでしょうか。そもそもですが、この号の記述は全文不要ではないでしょうか。事業予定者の委託先が負うべき義務であり、本協定書で規定することは違和感があります。	検討します。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
154	基本協定書（案）		頭書		代表企業と同様に、構成企業も定義ををしていただけますでしょうか。	優先交渉権者が決定しだい、「構成企業である[●●●●]及び[●●●●]で構成される応募グループ」と記載予定ですが、この記述以外に定義が必要とのことでしょうか。
155	基本協定書（案）		第1条	第2項	「委託契約」の定義は第1項に規定されておりますが、第2項第2号は「業務委託請負契約」の定義になりますでしょうか。	修正いたします。
156	基本協定書（案）		第1条	第2項	「構成企業が」とあるのは「応募グループ」または「乙」でしょうか。	修正いたします。
157	基本協定書（案）		第5条	1 項	「前条第2項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結し、」とありますが、別紙2「出資者保証書」に4条2項2号の内容を追記すれば、4条2項各号について貴市に誓約することとなり株主間契約の内容と重複するため、株主間契約の締結は不要かと存じます。別紙2に4条2項2号の内容を追記することにより、5条は削除していただけないでしょうか。	検討いたします。
158	基本協定書（案）		第9条	第2項	「委託料総額の1事業年度相当額」とは、委託料総額を事業期間の年数で割って得られた1年あたりの委託料との理解で宜しいでしょうか。	既に契約書等にて改築等実施基本協定及び年度実施協定など、合意した金額がある場合は、そちらの金額であると想定しています。詳細は優先交渉権者が決定したのち、協議いたします。
159	基本協定書（案）		第9条	第4項	構成企業全員が連帯して賠償金を支払わなければならないとすると、その負担の大きさから中小事業者が構成企業として参入することが難しくなる可能性もあるため、賠償金の連帯責任を負うのは違反事業者のみとしていただけないでしょうか。	詳細を別途確認させていただきます。
160	基本協定書（案）		第9条	第4項	「乙が既に落札者となった応募グループ」を解散しているときは」とありますが、「落札者」は「優先交渉権者」でしょうか。基本協定書(案)第10条第4項では「乙が既に優先交渉権者となった応募グループ」を解散しているときは」とあります。	修正いたします。
161	基本協定書（案）		第10条	第4項	構成企業全員が連帯して賠償金を支払わなければならないとすると、その負担の大きさから中小事業者が構成企業として参入することが難しくなる可能性もあるため、賠償金の連帯責任を負うのは違反事業者のみとしていただけないでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
162	基本協定書（案）		第11条	第1項	契約不調の帰責が甲にある場合においては、乙に帰責があった場合と同等の賠償金を支払うべきではないでしょうか。	第11条第1項は費用負担の処理であり、第11条第2項が賠償金の規程と考えます。その上で、第9条は談合その他不正行為による委託契約の不締結等であり、第10条は暴力団排除に係る委託契約不締結を定めたものです。どちらも主に事業予定者での帰責事由によるものを想定したものですので、乙としております。
163	基本協定書（案）		第12条		「有償(甲が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業予定者が負担していた金額を上限とする。)」とありますが、範囲や金額については貴市の主観的な判断によるのではなく、客観的に合理的なものとしていただきたく、「有償(客観的に合理的な範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業予定者が負担していた金額を上限とする。)」と修正いただくようお願いいたします。	優先交渉権者が決定したのち、協議いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
164	基本協定書（案）		第13条		代表企業による義務の承継については、「委託契約の規定に従い承継し」とありますが、委託契約における具体的な規定が明らかでないため、どの規定を指すのかご教示願います。	修正いたします。
165	業務委託契約書（概要案）	-	第1章		事業期間の表中の「移行期間」の「開始（予定）日」に「事業契約締結の翌日」とありますが、「基本協定締結の翌日」でしょうか。	契約書（案）をご確認ください。
166	業務委託契約書（概要案）	-	第6章		第6章 委託料の支払い方法について、募集要項等に対する質問（第1回目）の通し番号423にもあるとおり、四半期ごとではなく毎月支払いとしていただけないでしょうか。 地元企業に配慮（毎月支払い又は都度支払い）するため、あるいはSPCに資金調達（コスト）が発生して事業費が増加することを回避するため、ご検討のほどよろしく願っています。	契約書（案）をご確認ください。
167	業務契約書（案）	7	頭書	2	「履行期間」について、「令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（移行期間を含む）」と記載されていますが、移行期間は「令和9年4月1日から令和19年3月31日」には含まれていないはずであるため、記載として不明確となっております。契約期間、移行期間、履行期間の違いが明確となるようご修正願います。	移行期間は、本契約に含むためこのような表現をしておりますが、詳細については、優先交渉権者が決定したのち協議していきます。
168	業務契約書（案）	8	第3条		本条項以降で「募集要項等」とありますが、「等」に含まれる書類を明瞭化いただきたく存じます。別紙1定義集(42)では「募集要項」の定義がありますので、「等」が加わることで、何が増えるのかをご教示願います。 もしくは、別紙1定義集(42)「募集要項」、または、(43)「公募書類」ということであれば、置き換えていただきたく希望します。	修正いたします。
169	業務契約書（案）	12	第15条	2項	「第26条及び別紙11」との記載がありますが、「第62条及び別紙11」が適切だと思います。	内容を再度確認いたします。
170	業務契約書（案）	12	第14条	1項	「前各条に基づく事業実施計画書が…」との記載がありますが、「第10条及び第11条に基づく事業実施計画書が…」が正しい条項ではないでしょうか。	第10条から第15条について内容を整理し、修正します。
171	業務契約書（案）	14	第25条	3	セルフモニタリング記録の電磁的保存において義務付けられている「変更履歴（日時、変更者、変更内容）を保存する機能を有するシステム」について、貴市から受託者へ貸与される「LG-WAN系PC」または既存の情報管理システムには、この真正性・ログ保存機能があらかじめ標準装備されているという理解でよろしいでしょうか。また、当該仕様は要求水準書には記載されておりませんが、後日要求水準書が修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	自社でそのようなシステムを保有されている場合、若しくは運用で変更履歴を確認する方法がある場合はそちらを利用していただく形になります。LG-WAN系PCにも機能はそなわっておりますが、利用する際には別途契約が必要となります。要求水準書への記載については、本件回答及び競争的対話の内容を踏まえて修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
172	業務契約書（案）	14	第 2 4 条	1 項	月間業務報告書、年間業務報告書は、要求水準書ではそれぞれ月次業務報告書、年次業務報告書となっています。同一書類を意図するのであれば、表記の統一をご検討ください。 （なお、要求水準書35ページ7.2.1収納率等の目標値では「年間業務報告書」という表記が1カ所だけ明記されています。）	ご指摘のとおりです。表記を統一いたします。
173	業務契約書（案）	15	第 2 7 条	2 項	「中間総合評価の結果、評価が著しく低く、又はこの契約の目的の達成が極めて困難であることが明らかとなるときは、受託者の事由による解除に関する規定による。」に関して、モニタリング基本計画書（12ページ）「第2モニタリング実施方法 3 モニタリング実施手順 （3）中間総合評価」によると、委託者及び受託者が立ち合い下、主に確認を行う事項として、「ア 重大な契約違反等の確認、イ 重要な要求水準の達成状況の確認」になっており、この場合の評価が著しく低いというのは、モニタリング基本計画（13ページ）「第3 契約内容未達時の措置」の【表3-1】 契約内容未達の認定レベルと事象レベル3の事象が発生し、命令を出したにも関わらず、命令に従わない・又は改善が見られない状態をいうと理解しておりますが、市のお考えをご提示ください。	中間総合評価については、中間総合評価の実施要領（評価指標、配点、判定基準）を優先交渉権者と協議し作成する予定です。
174	業務契約書（案）	16	第 3 2 条	1 項	「道理的」は「合理的」の誤りかと思います。「、かつ、受託者の責めに帰すべき事由及び経年劣化によらないもの」という要件がありますが、事業開始時点では受託者の責めに帰すべき事由によるものは考えられないと考えます。	修正いたします。
175	業務契約書（案）	17	第 3 3 条	4 項	第 3 3 条 4 項に基づく契約解除に伴う違約金については、別紙 1 8 第 2 条 2 項により、別途協議という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	業務契約書（案）	20	第 4 2 条	3 項	「費用負担を要することとなるとき」との記載がありますが、「費用負担を要することとなったとき」の誤記ではないでしょうか。	修正いたします。
177	業務契約書（案）	20	第41条		改築工事の着手に向け、締結が必要な協定の様式の作成にあたり、検討が必要な計画や設計の期間は十分に確保いただけますでしょうか。	予算措置や国費のスケジュールも含めて十分に時間が確保できるよう協議をして検討していきたいと考えます。
178	業務契約書（案）	23	第 5 4 条	3 項	第 5 4 条 3 項は、宇城市公共工事請負約款の記載と異なります。宇城市公共工事請負約款に合わせていただく方向でご確認ください。	第54条については、「宇城市公共工事請負約款」によるものと修正いたします。
179	業務契約書（案）	25	第 6 1 条	1 項	「委託者及び受託者は、同別紙に定める発動の判定により改定を行うべき場合の改定額について、別途協議を要しない。」とありますが、計算式で計算された額をそのまま適用するという趣旨という理解でよろしいでしょうか。	第61条の規定を適用し、計算式で計算された額となれば、そのまま適用されるものとしています。
180	業務契約書（案）	25	第 6 2 条	2 項	6 2 条 2 項の記載は正しいのでしょうか。1 項のみでもよいと思料します。	2項は主語を「委託者は」に修正します。1項は停止の場合、2項は減額についての条文となっています。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
181	業務契約書（案）	28	第 7 5 条	1 項	不可抗力の定義は、業務委託契約書_別紙 1 （4 5）に記載があります。	別紙1を修正いたします。
182	業務契約書（案）	目次			18条の目次及び本文のタイトルは「保険の付与等」ではなく「保険の付保等」ではないでしょうか。	修正いたします。
183	業務契約書（案）	目次			別紙18の目次のタイトルは、「違約金及び損失法相」ではなく「違約金及び損失補償」ではないでしょうか。	修正いたします。
184	業務契約書（案）		第37条		第1項には「（略）別紙 4 の様式による年度実施協定（コンサルタント業務）を締結する」とありますが、業務契約書案別紙 4 は『年度実施協定（水道・更新工事）案』であり、業務契約書案第41条2項に記載のある別紙4であると思料します。業務契約書別紙案に、第37条第 1 項にある「別紙 4」を指す様式を追加いただけますでしょうか。	4－2として追加の案をお示しいたします。
185	業務契約書（案）				ページ数がないため、記載をしていただけますでしょうか。	修正いたします。
186	業務契約書（案）		第3条		「募集要項等」の定義が別紙にないため、定義頂けますでしょうか。	別紙1を修正いたします。
187	業務契約書（案）		第3条	第1項	「募集要項等」の定義がないようですが、「等」に何が含まれるかご教示願います。	別紙1を修正いたします。
188	業務契約書（案）		第3条	第1項	契約書類の構成に、募集要項等に関する質問及び回答、競争的対話の議事録を追加いただきたく存じます。	別紙1に定義を再定義いたします。、表記方法等については優先交渉権者が決定したのち協議していきます。
189	業務契約書（案）		第3条	第2項	基本協定の順位が示されておきませんが、基本協定の優先順位はどうなりますでしょうか。	基本協定は、本契約書の前段に締結しているため、基本協定が土台となることと考えています。
190	業務契約書（案）		第3条	第2項	「前項ただし書」とあるのは「本項ただし書」の誤りでしょうか。	修正いたします。
191	業務契約書（案）		第3条	第2項	「募集要項等に関する質問及び回答」も優先順位に追加いただきたく存じます。	別紙1に定義を再定義いたします。、表記方法等については優先交渉権者が決定したのち協議していきます。
192	業務契約書（案）		第4条	第1項	受託者（SPC）が実施する業務に改築工事が含まれる場合、SPCにおいて建設業許可が必要とされる可能性もあるように思われますが、SPCにおいて建設業許可を取得することは必要でしょうか。	SPC自身が工事を実施される場合は建設業許可の取得が必要です。SPCを組成された構成企業が改築工事を請負等される場合は、工事監理をされる事業者が許可を所持していただくものと考えております。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
193	業務契約書（案）		第4条	第1項	これまで要求水準書等に記載のなかったコンサルタント業務が定められており、括弧内の記載によれば「施設更新計画策定及び実施設計等」が対象となっており、要求水準書の「2.6 施設更新計画策定及び実施設計等業務」が相当するものと推察します。 このような理解で合っていますでしょうか。 業務契約書別紙21の記載内容では読み切れないため確認させていただいております。	別紙1定義集（25）を確認願います。
194	業務契約書（案）		第5条	第3項	「別紙9に定めるところに従い委託料の変更を行う」とありますが、別紙9は物価変動による委託料の改定の規定であるため、適用する別紙として適切でないように思われます。「別紙19」の誤記でしょうか。	修正いたします。
195	業務契約書（案）		第5条	第6項	「第102条の定めるところにより、その解決を図る」というのは契約の変更を行うということを意味しますでしょうか。	第103条に修正します。契約書及び別紙において同様の趣旨のものについても、同様に修正いたします。
196	業務契約書（案）		第10条	第4項	第10条第1項は締結日翌日から30日以内の策定と45日以内の承認取得を受託者に義務付ける一方、同条第4項は委託者の承認決定期限を提出から30日以内としており、受託者が期限内(30日目)に提出した場合であっても、45日以内の承認取得が構造上不可能となり得ますので、委託者による承認期限につき、第1項と整合するようご調整ください。	検討いたします。
197	業務契約書（案）		第10条	第1項	5箇年事業実施計画書の策定期日が業務契約締結日の翌日から30日以内となっていますが、契約締結日は流動的であることや各種調整や調査を行い最終的な整合を図る必要があることを想定すると、事業開始日の●日前までなど予め明確に期日を定めることができる設定の方が合理的かつ現実的であると考えます。 第2期5箇年事業実施計画書の提出日と平仄を合わせて、事業開始日の60日前までに提出とすることでしょうか。	検討いたします。
198	業務契約書（案）		第11条	第4項	「年度末までに」承認等の決定をしないときのみなし承認は、前段の「開始日の14日前まで」の決定期限と整合しないように思われます(空白期間が生じます。)ので、開始日の14日前を過ぎて承認・不承認の決定がなされていない場合はみなし承認が適用されるようご調整ください。	検討いたします。
199	業務契約書（案）		第11条	第1項	年間事業実施計画書の策定期日が業務契約締結日の翌日から30日以内となっていますが、契約締結日は流動的であることや各種調整や調査を行い最終的な整合を図る必要があることを想定すると、事業開始日の●日前までなど予め明確に期日を定めることができる設定の方が合理的かつ現実的であると考えます。 事業開始年度以降の提出日と平仄を合わせて、5箇年事業実施計画書の承認後30日以内、もしくは5箇年事業実施計画と合わせて提出としていただけないでしょうか。	検討いたします。
200	業務契約書（案）		第13条	第1項	「水質以上」とは「水質異常」の誤記でしょうか。	修正いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
201	業務契約書（案）		第12条	第1項	年間修繕計画書については提出期日はないという理解でよいでしょうか。 また、委託者の承認を得ることとなっていますが、提出後何日以内にご承認いただけるのでしょうか。	各事業年度の開始前までに承認を得るとしています。
202	業務契約書（案）		第13条	第1項	危機管理マニュアルの策定期日が業務契約締結日の翌日から40日以内となっていますが、契約締結日は流動的であることや作成に当たっては貴市との協議や手順検討などそれなりの検討期日を要すること、作成を急ぐ合理的な理由がないことから、事業開始日の●日前までとしていただけないでしょうか。	検討いたします。
203	業務契約書（案）		第16条		「再委託禁止」とは、構成員にも委託できないという趣旨でしょうか。 本条、及び別紙20において統括管理業務についてのみ、「再委託禁止」とされていますが、事業者の裁量、創意工夫を発揮するため、構成員への再委託は許容いただけないでしょうか。	統括管理は本業務の主要なもののため、受託者が実施されるものと考えます。
204	業務契約書（案）		第16条	第2項	保守管理業務や改築工事については、協力企業に属さない他の市内企業等へ委託する可能性を排除しないよう、「原則として構成員に委託」の縛りを除外していただけないでしょうか。 本業務においては、協力企業は他の応募グループの協力企業となれないルールが定められているため、例えば市内企業が組成した組合が他の応募グループの協力企業となった場合には、別の応募グループが受託者に選定された場合には委託や工事を請けることができなくなる懸念があります。 例えば漏水修繕や水道管路更新工事など、特に当該地域の市内企業が実施することが望ましいようなことが想定されることから、本条における委託先を構成員限定とする規定を削除いただきたくお願いします。	【令和8年7月21日回答修正】 保守管理業務や改築工事について、協力企業に属さない他の市内企業等へ委託する可能性は排除しておりません。詳細については質問回答No.244を参照ください。
205	業務契約書（案）		第25条	第4項	「モニタリング」記録の保存期間は、当該記録の作成の日から起算して10年間」とありますが、モニタリング記録保存のためだけにSPCが解散できないというのは不合理であるため、本事業終了時にモニタリング記録はSPCから市に引き継がれ、事業終了後SPCが保存義務を負うものではないと理解して宜しいでしょうか。	SPCが解散した場合は、モニタリング記録の保存義務は、構成企業に承継していただくものと考えます。
206	業務契約書（案）		第30条3項		「前項の確認の結果」とありますが、第1項の誤りではないでしょうか。	修正いたします。
207	業務契約書（案）		第32条	第1項	「契約不適合」の定義がありませんので、定義いただけますでしょうか。	契約不適合とは、民法「契約不適合責任」を指します。本業務に係る定義が必要な場合は、優先交渉権者と協議の上、決定いたします。
208	業務契約書（案）		第32条	第1項	本件施設の契約不適合責任の要件として「経年劣化によらないもの」がありますが、基本的に「契約不適合」は通常の施設運営に支障が生じる瑕疵等がある場合を指すところ、経年劣化によるものであっても通常の施設運営に支障が生じるものであれば、事業者側が想定していないものとして契約不適合の対象になると考えるのが合理的であるため、「経年劣化によらないもの」という要件は「開始時契約不適合」の要件からは除外していただきたくお願いいたします。	経年劣化によるものは、修繕対応と考えます。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
209	業務契約書（案）		第32条	第2項	1件あたりの損害の大小にかかわらず、既存施設の契約不適合については、市の責任と考えるのが合理的かつ一般的といえます。また、このように考えなければ1件あたりの金額が100万円以下であっても、契約不適合が多数存在して損害の合計額が多額となる場合に不合理な結論となってしまいます。そのため、1件あたり100万円以下の損害についても市の負担で対応する形に修正いただけますでしょうか。	1件あたり100万円以下の案件については、修繕費での対応となることを想定します。
210	業務契約書（案）		第32条3項		事業開始時の本件施設の契約不適合について、受託者の責任負担となる余地はないかと存じますので、「要求水準書別冊 別紙3 責任負担」を基準とする趣旨が不明瞭であるため、ご教示いただけますでしょうか。	別紙3は責任負担を分担したのですが、こちらの内容を基礎としないというのはどのようなことを想定されていますか
211	業務契約書（案）		第32条	第3項	「要求水準書別冊 別紙3 責任負担及び既存施設等の確認の結果（施設現況調査）を基礎として、その負担の範囲を協議のうえ定める。」とありますが、具体的にどの記載をどのように参照して協議するのでしょうか。	既存施設等の確認は、要求水準書別紙15にも記載のとおり、実施日程、その他必要事項、確認対象する設備等については協議の上定める。健全性が判断できないときの措置については、協議の上定めるとしています。優先交渉権者が決定し、双方協議の上で決定して施設現況調査を作成し、その記載内容や健全性の可否、健全性が判断できない措置などについて踏まえた上で契約書第32条第3項は協議するものと考えます。
212	業務契約書（案）		第37条1項		「別紙10の2に定める提案金額等に関する合意書」とありますが、別紙10の2の該当部分についてご教示いただけますでしょうか。	修正いたします。
213	業務契約書（案）		第37条1項		「別紙4の様式による年度実施協定（コンサルタント業務）」とありますが、別紙4のタイトルは「年度実施協定（水道・更新工事）（案）」とあります。コンサルタント業務にも水道・更新工事用の書式を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙4の2として整備します。
214	業務契約書（案）		第38条		「事前調査の不備」とありますが、本事業用地の土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態は、事業者には何ら責任のない事項であり、また、事前調査の程度には限界がありますので、不備があれば直ちに受託者がすべてのリスクを負うのは過度な負担かと思います。事業者が負担すべき場合としては、前文にある「募集要項等委託者が開示した資料又は受託者が知り得た情報から合理的に判断できる範囲のものを除く。」で必要十分かと存じますので、最後の一文は削除していただくか、「故意または重大な過失による事前調査の不備」に修正いただけますでしょうか。	設計を行うにあたり、第46条にあるとおり事前調査を実施し、設計を行われるものと思います。埋蔵文化財等については、必要な確認など調査を実施されるものと推察しますが、それを実施されなかった場合は、事前調査の不備となると考えます。事業者には何ら責任のない事項とはいえないと考えますが、いかがでしょうか。
215	業務契約書（案）		第41条		「別紙10の定める提案工事金額等に関する合意書」とありますが、別紙10の合意書は、契約金額の変更方法についての合意にて規定されています。適用場面に不整合が生じているように思いますので、改めてご確認いただけますでしょうか。	修正いたします。
216	業務契約書（案）		第42条	第4項	委託者の責めに帰すべき事由による申請等の遅延について「第45条の定めるところによる」とありますが、第45条は工期の変更のみを定め、工期変更に伴う増加費用の負担を定めていません。委託者帰責事由による工期変更に伴う受託者の増加費用について、委託者にどのように負担いただけるのかご教示ください。	業務契約書（案）第42条第4項に追記を検討いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
217	業務契約書（案）		第48条	第5項	「前項の再試運転によっても合格基準に適合しないときの取扱いは…第54条改築工事の契約不適合責任の定めるところによる」とありますが、第54条の契約不適合責任は改築工事の目的物の引渡しが行なわれていることを前提とする規定であるため、再試運転によっても合格基準に適合しない場合は、一旦、改築工事の目的物の引渡しを行うことになるのでしょうか。	第54条は、契約不適合責任のため、目的物を引渡し後のみの規程ではないと考えますが、いかがでしょうか。
218	業務契約書（案）		第55条2項		「補助金精度」とあるのは「補助金制度」の誤りではないでしょうか。	修正いたします。
219	業務契約書（案）		第55条4項		本条に限らず、本契約、別紙すべてに該当するのですが、第102条とあるのは、紛争解決について定める第103条の誤りではないでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
220	業務契約書（案）		第55条	第4項	「第102条の定めるところによりその解決を図る」というのは契約の変更を行うということを意味しますでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
221	業務契約書（案）		第55条	第4項	第三者専門家の算定に要する費用負担は、他の規定同様、貴市と受託者で等分する形になりますでしょうか。	等分を想定しています。
222	業務契約書（案）		第59条	第2項	第三者専門家に要する費用の負担は、他の規定同様、貴市と受託者で等分する形になりますでしょうか。	等分を想定しています。
223	業務契約書（案）		第59条	第2項	「別紙18第8条第4項」は存在しないようですが、こちらの規定を指していますでしょうか。	修正いたします。
224	業務契約書（案）		第61条	第5項	「第102条の定めるところにより解決を図る」というのは契約の変更を行うということを意味しますでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
225	業務契約書（案）		第62条1項		支払い停止の措置の対象は、勧告、警告又は命令を受けた別紙8の分類に基づく業務に対応する委託料との理解でよいでしょうか。	分類に基づくものと考えます。
226	業務契約書（案）		第62条	第2項	主語は「委託者」の誤記でしょうか。	修正いたします。
227	業務契約書（案）		第72条	第1項	第72条第1項にいう「法令の改正」とは、あくまで本業務に影響を及ぼし得る法令の改正に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙13に該当する内容と考えます。
228	業務契約書（案）		第72条	第3項	「第102条の定めるところによりその解決を図る」というのは契約の変更を行うということを意味しますでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
229	業務契約書（案）		第76条		現状の規定ですと、事業者は全事業期間で委託料の10%の不可抗力のリスク費を考慮しなければなりません。通常の案件と比べて負担が甚大（本事業の提案上限額で計算をすると約17億）となってしまいます。受託者負担額は全期間の委託料を10で除したうえで100分の1とする修正をして頂けますでしょうか。 他の案件では全期間を通して不可抗力の負担割合は10%として、事業期間で按分して一事業年度ごとに精算することが通常かと思います。	検討いたします。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
230	業務契約書（案）		第76条	第1項	別紙16「2 負担の分担」に記載の受託者負担割合と齟齬が生じておりますので、統一するようお願いいたします。なお、一事業年度あたり委託料総額の100分の1までを受託者が負担し、複数年度にわたる損害において年度ごとに独立して閾値を適用する場合、受託者の負担（不可抗力リスク）が一般的な水準と比べても過大といえ、その分事業費見積もりも上げざる得ず貴市・事業者双方にデメリットがあると考えますので、受託者負担については別紙16の記載（一事業年度につき、当該年度の委託料の総額に100分の1を乗じて得た額まで）に統一するようお願いいたします。	割合等については別質問でいただいている内容と同様に、検討したのち、表記を整理します。
231	業務契約書（案）		第77条	第2項	単一の損害原因事由に係る損害の合計額について、「委託料の年額に相当する額」を上限とするとされていますが、「委託料の年額」とは損害原因事由が発生した事業年度に現に支払われる委託料（改築工事に係る委託料を含むか否か）を指すのでしょうか、それとも委託料総額を事業年数で割った1年分の金額を指すのでしょうか。	契約や改築工事における改築等実施基本協定、年度実施協定などがありますので、詳細は優先交渉権者が決定したのち、協議していきます。
232	業務契約書（案）		第77条	第2項	一事業年度における受託者の損害賠償責任の累計額は「委託料の2倍に相当する額」を上限とするとされていますが、単一の原因事実に係る損害の合計額の上限が「委託料の年額に相当する額」とされていることを踏まえると、一事業年度の累計上限の「委託料の2倍」は「委託料の年額の2倍」の趣旨と理解して宜しいでしょうか。	詳細は優先交渉権者が決定したのち、協議していきます。
233	業務契約書（案）		第80条		「想定する配水量及び原水水質の範囲内並びに想定する流入下水水量及び水質」とありますが、客観的な基準をご教示いただけますでしょうか。	想定配水量及び原水水質の範囲は、実績値の年間平均及び日最大値を設定する予定ですが、詳細は優先交渉権者が決定したのち、協議していきます。
234	業務契約書（案）		第83条	第1項	第26条第3項は現地調査に関する規定であり、引用条項として適切でないように思われるため、引用条項について確認願います。	第4項に修正いたします。
235	業務契約書（案）		第88条	第6項	「第102条の定めるところにより、その解決を図る」というのは契約の変更を行うということを意味しますでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
236	業務契約書（案）		第90条	第1項	基本協定第9条第2項又は同第10条第2項に基づき違約金を支払った場合、同一の事由を理由として、業務委託契約第90条第1項に基づく違約金が重複して発生するものではないと理解して宜しいでしょうか。	同一の事由を理由として、重複して発生するものではないと考えます。
237	業務契約書（案）		第97条2項		対象技術について、構成企業が権利者である場合は、基本協定第12条に従うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
238	業務契約書（案）		第101条	第1項	「業務日報を、その作成の日から起算して10年間保存しなければならない」とありますが、事業終了後10年間、SPCが業務日報保存のために解散できないこととなるのは不合理であるため、本事業終了時に業務日報を市に引き継ぐ形とし、事業終了後は第101条の義務を負わない形にさせていただけないでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
239	業務契約書（案）				各別紙の先頭ページ上段に小さな文字で「別紙1 個人情報保護に関する特記事項」という表記が残っています。 削除いただきたくお願いします。	修正いたします。
240	業務契約書 別紙（案）		別紙 1 6	第2項	別紙16第2項(1)において、不可抗力による追加費用および損害について、「一事業年度につき、当該年度の委託料の総額に100分の1を乗じて得た額までは受託者が負担し、これを超える額を委託者が負担する」と規定されています。 しかし、不可抗力事象（大規模自然災害、暴動、テロ、サイバー攻撃等）は民間事業者の管理および創意工夫の範囲を完全に超えた外部リスクです。災害発生時の一時的な応急復旧や実務手配、一時的な資金立替えについては受託者が機動的に対応するとしても、最終的な金銭負担（損失）まで民間側が自己負担（免責）すべきではないと考えます。 受託者が付保する保険等によって填補される額を控除した後の不足分については、全額（100%）を委託者が負担するよう、「1%受託者負担」の免責規定を削除（または「実費復旧にかかる費用は全額委託者が支払う」と変更）いただくことは可能でしょうか。	内容について詳細をヒアリングさせていただきます。
241	業務契約書 別紙（案）		別紙 1 6	第2項	「受託者の役割分担の範囲内において行う緊急対応に要する費用は、受託者が負担する（要求水準書別冊別紙3別表6）」とありますが、不可抗力時において、通常の予見可能な範囲内のもの又は回避可能なもののみ受託者負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
242	業務契約書 別紙（案）		別紙 9	第9項	別紙9第9項(4)に「変更後の指標は第2期事業期間の開始日から適用し、遡及的には適用しない」と規定されていますが、第1期事業期間の終了前に、改定発動基準（直近改定比±1.5%以上、または前年度比±1.0%以上）の直前（例：累積1.4%上昇等）まで物価が上昇していたものの、発動基準に達せず改定が未発動のまま第2期へ移行した場合における、物価変動累積値の取り扱いについてご教示ください。 もし、第2期移行（または指標見直し）に伴い改定判定の基準値（スライドのベース値）がその時点の指標値へとリセット（再設定）されてしまうと、第1期中に生じた物価上昇分（スライド未反映のコスト増）がすべて受託者側で埋没・固定化されてしまい、かつ第2期開始後にはリセット後の新規変動しか改定に反映されないため、受託者側に極めて大きな事業継続リスクが生じます。 受託者の管理能力を超えた物価変動リスクを適正に分担する観点から、「第1期中に発生した未改定分の物価変動率（累積値）を第2期の最初のスライド判定時に累積して通算（引き継ぎ）できる」とする、または「インデックス見直し時にそれまでの物価上昇実績分を第2期初期委託料へ適切に反映（スライド）させる」等のリスク回避措置を講じていただくことは可能でしょうか。	内容について詳細をヒアリングさせていただきます。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
243	業務契約書 別紙（案）		別紙5 別紙7		別紙5の更新実施基本協定（水道）、別紙7の改築実施基本協定は、事業期間全体にわたる年度別の改築費用予定額を合意するものと理解します。本事業期間が長期間であることから、外部環境の変化等も想定されます。事業期間において当初予定と実際の事業費との乖離を是正するため、別紙5、別紙7は適宜、見直しをさせていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙5及び別紙7の改築費用予定額については、年度実施協定及び契約書（案）第102条にて対応するものと考えます。
244	業務契約書 別紙（案）		別紙20		別紙20において、維持管理業務（運転・保守管理）、コンサルタント業務、改築工事業務（元請施工）などは「構成員限定」業務と指定されています。 募集要項2.1(4)イ及びウでは、改築業務の許可要件（特定建設業許可）や総合評定値（P点）要件について、「複数企業（協力企業を含む）の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと」と定められており、協力企業は応募資格確認申請書の受付時に特定され、市の応募資格確認審査結果（7月3日結果通知）を経て、応募企業又は応募グループとして登録されています。 別紙20に定められている「構成員限定」の趣旨は、このように公募段階で市による能力・資格審査を経た「構成員（代表企業、構成企業、協力企業）」が責任を持って業務を履行することであると理解しております。 つきましては、別紙20にいう「構成員（特に協力企業）」とは、応募資格確認申請時または提案書提出時に、関心表明書や構成員一覧等によってあらかじめ特定され、市の資格確認（審査）を経た事業者に限定されるという理解でよろしいでしょうか。 （事業開始後、受託者（SPC）が任意の第三者を事後的に「協力企業」として位置づけ、別紙20の「構成員限定」業務を実質的に再委託することは認められないという理解でよろしいか、確認させてください。）	構成員、特に協力企業についてはお見込みのとおりです。事業開始後の協力企業の事後の位置付けについては、委託者に報告、協議、承認の上で可否を判断いたします。
245	業務契約書 別紙（案）		別紙1	(48)	「公募種類」は「公募書類」の誤記でしょうか。	修正いたします。
246	業務契約書 別紙（案）		別紙1	3	「コンサルタント業務」とは、施設更新計画（ストックマネジメント計画等）の策定、改築の実施設計及び改築工事の工事監理に係る業務をいう。と記載がありますが、計画策定支援業務（水道ビジョン、上下水道BCP等の中長期計画）についても、「コンサルタント業務」と定義されるものと考えてよろしいでしょうか。	定義集に、計画策定支援業務についても追記します
247	業務契約書 別紙（案）		別紙7及び別紙10の2	第4条3	国費配分の減額により施設更新計画又は改築実施設計の対象範囲が縮小又は変更となった場合にも、既に完了している計画策定業務及び実施設計業務に係る費用は別紙8に記載のとおり各々の業務完了後に支払われる（減額されない）という理解でよいでしょうか。 【背景】 ・契約書では国費配分額に応じて業務内容や規模を変更できるとされているが、施設更新計画、実施設計及び工事は相互に関連している。 ・国費配分の変動によって業務範囲が変更された場合の費用負担及び精算方法を明確にしたい。	お見込みのとおりです。なお、国費配分の変動によって業務範囲が変更された場合の費用負担及び精算方法については、優先交渉権者が決定したのち、協議していきます。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
248	業務契約書 別紙（案）		別紙8		委託料の項目と別紙4-4見積内訳書の項目が整合しておらず、どのような形で提案してよいのか読み取れません。 整合を図っていただきたくお願いします。	別紙4-4は、再質問回答及び要求水準書の内容を踏まえて修正いたします。
249	業務契約書 別紙（案）		別紙8及び別紙10の2	(2) 2	コンサルタント業務については年度実施協定により金額を決定するものとされています。提案時金額と年度実施協定額との差異が生じる場合の考え方についてご教示ください。 また、技術提案時の価格評価と、実際の発注額との関係についても併せてご教示ください。 【背景】 ・コンサルタント業務は年度実施協定により業務内容及び金額を決定するものとされている一方、技術提案時点では概略数量による提案が求められている。 ・提案価格と実際の契約金額との関係を整理し、積算及び事業リスクを適切に把握したい。	契約額の範囲内で、年度実施協定により締結した額となります。
250	業務契約書 別紙（案）		別紙9	1	委託料D(ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ)の使用する指標の欄に「年度実施協定に基づく単年度契約のため」と記載がありますが、ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ業務が年度実施協定の対象となる記載が他のどこからも読み取ることができません。 誤記ではないかと推察しますが、適切な内容に修正いただきたく存じます。	修正いたします。
251	業務契約書 別紙（案）		別紙 9	7	「契約書第102条の定めるところにより解決を図る」とは、契約変更を行うとの理解で宜しいでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
252	業務契約書 別紙（案）		別紙 9	9	インデックスの見直しについては、適用中のインデックスが適切でないことが判明した場合にはすぐに変更すべきと考えられるため、第1期から第2期に移行するタイミングに限らず、実態を反映しないものであることが判明した場合に随時できるようにしていただけないでしょうか。	インデックスが適切でない判断は短期では難しいと考えます。別紙9第7項に計算式によりがたい場合の協議を設定しておりますので、インデックスの見直しは、第1期と第2期への移行期間に時期を設定しています。
253	業務契約書 別紙（案）		別紙 11		支払い停止となる委託料の範囲は、措置を受けた別紙8の分類に基づく業務に相当する委託料が対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	③勧告に相当する支払停止は、別紙8の区分に応じて、⑤命令による支払停止は当該年度の支払予定の全ての区分を想定しています。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
254	業務契約書 別紙（案）		別紙１２	１	国土交通省の「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版」では、「プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されることである。なお、入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定しない。…受託者が費用縮減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生しない。この場合、レベル3.5の要件②性能発注の考え方の通り、費用縮減分は受託者に帰属する。」とあり、①要求水準を下回るような変更は認められないものの、それに該当しない変更自体は想定されており、②性能発注の枠内の費用縮減分は受託者帰属となる考え方が示されております。別紙12「1 改良等の提案」の記載だと、要求水準を下回らない場合であっても要求水準の変更を伴うものは認められず、また、本来、性能発注の考え方のもと、受託者が要求水準の範囲内の効率化による費用縮減で利益を享受できる場合についても「3 改良等の委託料の減額」の対象になってしまうように読めます（この場合、事業者としては効率化を図るインセンティブがなくなり、事業に悪影響といえます。）。そのため、プロフィットシェアの要件については、国交省のガイドラインに沿って、上記①②の考え方が適切に反映されるような内容に修正いただくようお願いいたします。	プロフィットシェアは発動がなければ受託者帰属となるガイドラインに沿って運用いたします。記載については、割合も含めて優先交渉権者が決定次第協議いたします。
255	業務契約書 別紙（案）		別紙１３	１	「委託者の事業履行上で直接関係する法令変更」の趣旨が明確でないように思われますが、「本業務に直接影響を与える法令変更」と同旨と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
256	業務契約書 別紙（案）		別紙１３	２	「対象業務」の定義が明確でないのですが、本業務のことを指しますでしょうか。	変更となる法令が対象とする業務のことです。
257	業務契約書 別紙（案）		別紙１３	４	「充てる」は与えるの誤記でしょうか。	修正いたします。
258	業務契約書 別紙（案）		別紙１８	第２条	算定式における「●%」が具体的にどのような割合となるかあらかじめお示しいただけますでしょうか。	宇城市公共工事請負契約約款の規程を準用し、10%を想定しております。
259	業務契約書 別紙（案）		別紙１８	第３条の２	「業務委託契約書第102条の定めるところによる」というのは契約の変更を行うということを意味しますでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
260	業務契約書 別紙（案）		別紙１９	第６条	「第102条の定めるところにより、その解決を図る」というのは契約の変更を行うということを意味しますでしょうか。	今回の質問において、別の質問で同様の質問がありましたので、回答しております。そちらをご確認ください。
261	業務契約書 別紙（案）		別紙20		統括管理業務の再委託の取扱いが「再委託禁止」となっていますが、当業務を実施する者はSPCへの出向が求められるということでしょうか。構成企業への再委託は認めていただけませんかでしょうか。	統括管理業務は、受託者として主たる業務であるため、受託者が実施するものと理解しますが、受託者では統括管理業務をされないということでしょうか。

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
262	業務契約書 別紙（案）		別紙20		改築工事業務のうち元請施工は「構成員限定」とされており、構成員の定義は代表企業、構成企業及び協力企業となっています。また、募集要項では協力企業は複数の応募グループの協力企業となれないことが明記されています。 例えば、水道管路更新工事は市内業者に元請施工を依頼することを想定していますが、仮に市内業者が組成した組合にこれらの業者が含まれていた場合、組合が特定の応募グループの協力企業となってしまった場合には、他の応募グループは市内企業への発注を行えないこととなり、公平性を害するだけでなく、地域貢献あるいは事業の持続性担保に資する市内業者の活用にも反するものと思料します。 上記を踏まえ、「構成員限定」ではなく第三者委託可とするか、あるいは組合及び当該組合に属する組合員は特定の応募グループの協力企業となれないよう、条件変更をお願いしたく存じます。	協力企業は、他の応募グループの協力企業となる事も可能です。制限があるのは、協力企業が、他の応募グループの構成企業又は、応募企業となる場合が制限しております。
263	業務契約書 別紙（案）		別紙20	-	業務区分(第4条)コンサルタント業務(第4条第5号)について、再委託の取扱いが「構成員限定」となっていますが、これを「第三者委託可」への変更は可能でしょうか。	コンサルタント業務などを、構成員（受託者、代表企業、構成企業、協力企業）以外に発注される予定ということでしょうか。
264	業務契約書 別紙（案）		別紙21		コンサルタント業務に関する記載に「計画策定支援業務」が含まれておりませんが、これはどのように扱えばよいのでしょうか。 業務区分はコンサルタント業務(E-1)しか該当箇所がありませんが、内容的には更新計画とことなり、収益的支出に該当する内容と想定されます。 費用の取扱い(収益的支出と資本的支出)のどちらで取り扱えばよいのか、上限額との対応関係を明示いただきたく存じます。	計画策定支援業務は、E-1で取扱いください。。更新計画は収益的支出で取扱います。E-2 実施設計は、資本的支出での取扱いとなります。